

第 19 回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

1 議案の数及び名称

(1) 議案の数

種 別	予 算	条 例	その他	計
件 数	21	20	5	46

(2) 議案の名称

< 予算 >

(令和 6 年度当初予算)

議案第 1 号	令和 6 年度尼崎市一般会計予算	… 7
議案第 2 号	令和 6 年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費予算	… 7
議案第 3 号	令和 6 年度尼崎市特別会計地方卸売市場事業費予算	… 7
議案第 4 号	令和 6 年度尼崎市特別会計育英事業費予算	… 7
議案第 5 号	令和 6 年度尼崎市特別会計公共用地先行取得事業費予算	… 7
議案第 6 号	令和 6 年度尼崎市特別会計公害病認定患者救済事業費予算	… 7
議案第 7 号	令和 6 年度尼崎市特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費予算	… 7
議案第 8 号	令和 6 年度尼崎市特別会計介護保険事業費予算	… 7
議案第 9 号	令和 6 年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費予算	… 7
議案第 10 号	令和 6 年度尼崎市水道事業会計予算	… 7
議案第 11 号	令和 6 年度尼崎市工業用水道事業会計予算	… 7
議案第 12 号	令和 6 年度尼崎市下水道事業会計予算	… 7
議案第 13 号	令和 6 年度尼崎市モーターボート競走事業会計予算	… 7

(令和 5 年度補正予算)

議案第 14 号	令和 5 年度尼崎市一般会計補正予算 (第 9 号)	… 9
議案第 15 号	令和 5 年度尼崎市一般会計補正予算 (第 10 号)	… 13
議案第 16 号	令和 5 年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算 (第 2 号)	… 13

議案第 17 号	令和 5 年度尼崎市特別会計育英事業費補正予算 (第 1 号)	… 13
議案第 18 号	令和 5 年度尼崎市特別会計公共用地先行取得事業費補正 予算 (第 1 号)	… 13
議案第 19 号	令和 5 年度尼崎市特別会計介護保険事業費補正予算 (第 1 号)	… 13
議案第 20 号	令和 5 年度尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費補正予 算 (第 1 号)	… 13
議案第 21 号	令和 5 年度尼崎市モーターボート競走事業会計補正予算 (第 2 号)	… 13
< 条例 >		
議案第 22 号	尼崎市市税条例の一部を改正する条例について	… 21
議案第 23 号	尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例について	… 23
議案第 24 号	尼崎市行政手続等における情報通信技術の利用に関す る条例の一部を改正する条例について	… 25
議案第 25 号	尼崎市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例に ついて	… 27
議案第 26 号	地方自治法の改正等に伴う関係条例の整備に関する条 例について	… 29
議案第 27 号	尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の 一部を改正する条例について	… 35
議案第 28 号	尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 について	… 37
議案第 29 号	尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例について	… 51
議案第 30 号	尼崎市立健康ふれあい体育館の設置及び管理に関する 条例について	… 57
議案第 31 号	尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例について	… 59
議案第 32 号	尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例について	… 63
議案第 33 号	尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例について	… 69
議案第 34 号	尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市暴力団排除活動支援 基金条例の一部を改正する条例について	… 71
議案第 35 号	尼崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例について	… 81
議案第 36 号	尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する	… 89

	条例について	
議案第 37 号	尼崎臨海西部拠点地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例及び尼崎市 J R 塚口駅東地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について	… 93
議案第 38 号	尼崎市道意町 7 丁目中地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例について	… 97
議案第 39 号	尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	… 99
議案第 40 号	尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について	…101
議案第 41 号	尼崎市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例について	…107
<その他>		
議案第 42 号	包括外部監査契約の締結について	…111
議案第 43 号	指定管理者の指定について（総合老人福祉センター、鶴の巣園、千代木園、福喜園及びワークセンター和楽園）	…113
議案第 44 号	工事請負契約について（休日夜間急病診療所新築工事）	…115
議案第 45 号	訴えの提起について（不当利得返還請求事件）	…117
議案第 46 号	訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）	…119

2 その他の報告

(1) 議会の指定に基づく専決処分

- ・ 和解及び損害賠償の額の決定

交通事故	2 件	4 4 2, 4 9 7 円
その他の事故	1 件	1 4 2, 3 4 0 円
- ・ 工事又は製造の請負契約の変更契約の締結

工事	1 件
----	-----

3 追加提出予定案件

<人事>

- ・ 尼崎市教育委員会委員の任命
- ・ 尼崎市公平委員会委員の選任

第 19 回尼崎市議会定例会

議 案 説 明 資 料

<令和6年2月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第 1 号～第 1 3 号	所 管	各事業所管課
件 名	令和 6 年度 当初予算				
内 容					
(単位：千円)					
区 分			当初予算額	前年度比	
一	般	会 計	2 2 9 , 2 0 5 , 0 0 0	1 0 9 . 2 %	
特	別	会 計	1 0 4 , 8 2 7 , 3 0 5	1 0 3 . 0 %	
	国民健康保険事業費		4 5 , 6 8 3 , 5 8 2	9 9 . 0 %	
	地方卸売市場事業費		3 9 1 , 6 3 3	9 9 . 9 %	
	育英事業費		1 7 , 3 2 0	1 2 4 . 1 %	
	公共用地先行取得事業費		9 2 8	1 9 4 . 5 %	
	公害病認定患者救済事業費		2 1 , 9 8 1	1 0 4 . 5 %	
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		2 7 , 2 7 3	9 8 . 5 %	
	介護保険事業費		5 1 , 0 4 5 , 8 7 9	1 0 5 . 9 %	
	後期高齢者医療事業費		7 , 6 3 8 , 7 0 9	1 0 9 . 2 %	
企	業	会 計	1 0 7 , 1 9 0 , 4 3 1	1 1 3 . 6 %	
	水道事業		1 2 , 0 8 8 , 4 0 6	9 6 . 8 %	
	工業用水道事業		2 , 6 4 9 , 7 3 7	8 3 . 4 %	
	下水道事業		2 0 , 9 4 4 , 5 5 0	9 8 . 0 %	
	モーターボート競走事業		7 1 , 5 0 7 , 7 3 8	1 2 4 . 8 %	
合 計			4 4 1 , 2 2 2 , 7 3 6	1 0 8 . 7 %	

<令和6年2月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第 1 4 号	所 管	調整担当																
件 名	令和 5 年度尼崎市一般会計補正予算（第 9 号）																				
内 容																					
1 補正予算の内容 エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面し、影響を受ける世帯に対する支援として、住民税均等割のみ課税世帯及び低所得者の子育て世帯へ低所得者支援給付金を給付することに伴い補正を行う。 事業の概要等は別紙のとおり。																					
2 補正予算の規模 (単位：千円) <table><tr><td>現在予算額</td><td>補正予算額</td><td>補正後予算額</td></tr><tr><td>229, 401, 334</td><td>825, 626</td><td>230, 226, 960</td></tr></table>						現在予算額	補正予算額	補正後予算額	229, 401, 334	825, 626	230, 226, 960										
現在予算額	補正予算額	補正後予算額																			
229, 401, 334	825, 626	230, 226, 960																			
3 歳入歳出補正予算額 (単位：千円) <table><tr><td colspan="2">歳 入</td><td colspan="2">歳 出</td></tr><tr><td>款</td><td>補正予算額</td><td>款</td><td>補正予算額</td></tr><tr><td>国庫支出金</td><td>825, 626</td><td>民生費</td><td>825, 626</td></tr><tr><td>合 計</td><td>825, 626</td><td>合 計</td><td>825, 626</td></tr></table>						歳 入		歳 出		款	補正予算額	款	補正予算額	国庫支出金	825, 626	民生費	825, 626	合 計	825, 626	合 計	825, 626
歳 入		歳 出																			
款	補正予算額	款	補正予算額																		
国庫支出金	825, 626	民生費	825, 626																		
合 計	825, 626	合 計	825, 626																		
4 繰越明許費 追加 (単位：千円) <table><tr><td>款</td><td>項</td><td>事 業 名</td><td>金 額</td></tr><tr><td>民生費</td><td>社会福祉費</td><td>低所得者支援給付関係事業</td><td>700, 000</td></tr></table>						款	項	事 業 名	金 額	民生費	社会福祉費	低所得者支援給付関係事業	700, 000								
款	項	事 業 名	金 額																		
民生費	社会福祉費	低所得者支援給付関係事業	700, 000																		
5 債務負担行為 追加 (単位：千円) <table><tr><td>事 項</td><td>期 間</td><td>限 度 額</td></tr><tr><td>低所得者支援給付関係事業</td><td>令和 6 年度</td><td>35, 223</td></tr></table>						事 項	期 間	限 度 額	低所得者支援給付関係事業	令和 6 年度	35, 223										
事 項	期 間	限 度 額																			
低所得者支援給付関係事業	令和 6 年度	35, 223																			

補正予算の内容

(1) 低所得者支援給付関係事業費	825,626 千円
住民税均等割のみ課税世帯に 1 世帯当たり 10 万円を、住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯対象に 18 歳以下の児童 1 人当たり 5 万円を給付する。 ① 住民税均等割のみ課税世帯給付 対象者：令和 5 年 12 月 1 日に本市の住民基本台帳に記載されている世帯のうち、世帯全員の令和 5 年度分の住民税均等割のみ課税である世帯 給付額：1 世帯当たり 10 万円 ② こども加算給付（令和 6 年度予算） 対象者：令和 5 年 12 月 1 日に本市の住民基本台帳に記載されている世帯のうち、世帯全員の令和 5 年度分の住民税均等割が非課税世帯及び住民税均等割のみ課税である世帯に属する 18 歳以下の児童 給付額：1 人当たり 5 万円	

費目別事業概要

民生費 **825,626 千円**

低所得者支援給付関係事業費 **825,626 千円**

住民税均等割のみ課税世帯に 1 世帯当たり 10 万円を、住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯対象に 18 歳以下の児童 1 人当たり 5 万円を給付する。

<令和6年2月定例会>

種 別	予算	番 号	議案第 1 5 号～第 2 1 号	所 管	各事業所管課
件 名	令和 5 年度 補正予算				
内 容					
(単位：千円)					
区 分				補正予算額	
一	般	会 計	(第 1 0 号)	1, 0 6 8, 5 9 3	
特	別	会 計		2, 5 0 3, 3 6 6	
	国民健康保険事業費 (第 2 号)			1, 8 0 4, 4 7 1	
	育英事業費 (第 1 号)			3, 1 7 5	
	公共用地先行取得事業費 (第 1 号)			4 3 6	
	介護保険事業費 (第 1 号)			4 5 2, 3 2 4	
	後期高齢者医療事業費 (第 1 号)			2 4 2, 9 6 0	
企	業	会 計		2, 0 2 0, 2 9 6	
	モーターボート競走事業 (第 2 号)			2, 0 2 0, 2 9 6	

令和5年度 2月補正の概要

○ 一般会計補正予算（補正10号）

（補正予算の内容）

現在予算額と比べ、歳入においては、実質的な地方交付税などが増となり、歳出においては、執行差金などにより減となる一方で、令和5年度に過大受入となっている国庫補助金や市税などに係る還付等見込額を年度間調整として財政調整基金に積み立てた結果、収支が9億円改善した。

なお、今回生じた収支剰余により、借換債を7億円発行抑制したほか、減債基金においては、公共施設マネジメント計画に係る市債償還元金などに活用予定であった繰入を2億円を取りやめる。

（歳入の主なもの）

① 地方交付税の増	（実質的な地方交付税）	25.2 億円	} 24.6億円
臨時財政対策債の減		△ 0.6 億円	
② 市税の増		7.0 億円	
③ 地方消費税交付金の減		△ 4.0 億円	
④ 国庫・県支出金の減	（歳出の④⑤⑥⑦と連動）	△ 4.3 億円	
⑤ 臨時財政対策債を除く市債の減	（歳出の⑦と連動）	△ 12.7 億円	

（歳出の主なもの）

① 減債基金積立金の増（うち、地方交付税にかかる年度間調整分5.7億円）	9.9 億円
② 財政調整基金積立金の増（うち、年度間調整分10.3億円、退職手当分▲3.8億円）	7.4 億円
③ 人件費の増	5.6 億円
④ 施設型給付費の増	5.0 億円
⑤ 新型コロナウイルスワクチン接種事業費の減	△ 3.3 億円
⑥ 地域介護・福祉空間整備等事業費の減	△ 6.1 億円
⑦ 投資的経費、経常経費の執行差金などにより不用見込みとなる経費の減額補正	

※数値は全て表示単位未満を四捨五入で記載しているため、資料中において一致しない場合がある。

1 補正予算の規模

（単位：千円）

現在予算額	補正予算額	補正後予算額
230,226,960	1,068,593	231,295,553

2 歳入歳出補正予算額

（単位：千円）

歳 入		歳 出	
款	補正予算額	款	補正予算額
市税	700,000	議会費	△ 2,726
地方消費税交付金	△ 400,000	総務費	1,671,671
地方交付税	2,521,119	民生費	847,387
使用料及び手数料	11,341	衛生費	△ 746,230
国庫支出金	△ 264,279	労働費	△ 9,414
県支出金	△ 168,947	農林水産業費	△ 3,919
財産収入	416,345	商工費	12,571
寄付金	83,680	土木費	△ 164,648
繰入金	△ 309,331	消防費	20,699
繰越金	94,145	教育費	△ 236,818
諸収入	△ 286,470	公債費	△ 319,980
市債	△ 1,329,010		
合 計	1,068,593	合 計	1,068,593

3 主な事業（1億円以上の増減のあるもの）

（単位：千円）

No.	事 項	補 正 額
1	減債基金積立金	986,993
2	財政調整基金積立金	738,269
3	人件費	558,926
4	施設型給付費	496,885
5	一般廃棄物処理施設整備等基金積立金	425,833
6	障害者（児）自立支援事業費	279,409
7	国民健康保険事業費会計繰出金	223,775
8	法人保育施設等特別保育事業等補助金	146,858
9	地域型保育給付費	128,173
10	庄下川都市基盤河川改修事業費	105,000
11	障害者（児）医療費助成事業費	104,223
12	市債利子	△ 105,293
13	保育環境改善事業費	△ 108,563
14	尼崎宝塚線ほか2路線県施行街路事業地元負担金	△ 122,938
15	市債償還金	△ 214,235
16	公害病補償事業費	△ 242,088
17	感染症対策事業費	△ 290,761
18	新型コロナウイルスワクチン接種事業費	△ 331,290
19	地域介護・福祉空間整備等事業費	△ 607,384

4 繰越明許費の補正

(追 加)		(単位：千円)
No.	事業名	補正額
1	尼崎市文化振興財団補助金	4,481
2	総合文化センター耐震化事業	132,000
3	戸籍住民基本台帳事務等関係事業	36,647
4	コンビニ交付等市民窓口改善事業	853
5	特別養護老人ホーム等整備事業	61,200
6	次世代育成支援対策推進行動計画・子ども・子育て支援事業計画策定事業	5,801
7	保育の量確保事業	837,527
8	保育環境改善事業	142,552
9	新型コロナウイルスワクチン接種事業	21,249
10	斎場整備事業	10,417
11	次期焼却施設等整備事業	397,960
12	道路橋りょう維持管理事業	68,304
13	街路灯維持管理事業	5,485
14	道路橋りょう新設改良事業	120,098
15	居心地よく歩きたくなる駅前空間創出事業	81,518
16	庄下川都市基盤河川改修事業	203,000
17	抽水場整備事業	157,312
18	阪神尼崎駅周辺の特色あるまちづくり推進事業	50,000
19	公園維持管理事業	29,570
20	園田豊中線道路整備事業	30,762
21	市内一円都市計画道路整備事業	9,828
22	常光寺難波線道路整備事業	112,000
23	市営住宅維持整備事業	26,290
24	市営住宅建替等事業	180,920
25	図書館施設整備事業	8,349
合 計		2,734,123

(変 更)		(単位：千円)	
No.	事 業 名		補 正 額
1	(仮称)健康ふれあい体育館整備事業(民生費)	(補正前)	144,897
		(補正額)	53,969
		(補正後)	198,866
2	子育て世帯「あま咲きコイン」給付関係事業	(補正前)	17,000
		(補正額)	65,000
		(補正後)	82,000
3	(仮称)健康ふれあい体育館整備事業(教育費)	(補正前)	338,226
		(補正額)	125,796
		(補正後)	464,022

5 債務負担行為の補正

(追 加)		(単位：千円)	
No.	事 項	期 間	限 度 額
1	税務総合システム関係事業	令和6年度	38,500

6 市債の補正

(変 更)		(単位：千円)	
起 債 の 目 的		補 正 前	補 正 後
保健所等整備事業費		限度額 23,100	限度額 47,100
公園整備事業費		限度額 305,000	限度額 314,800
都市計画事業費		限度額 91,500	限度額 123,000
社会教育施設整備事業費		限度額 9,300	限度額 10,800

○ 特別会計補正予算(5会計) 2,503,366 千円

1 国民健康保険事業費(補正2号) 1,804,471 千円

(単位：千円)	
No.	事 項
1	一般被保険者療養給付費
2	一般被保険者療養費
3	国民健康保険事業基金積立金
4	一般被保険者償還金及び還付加算金
5	人件費

2 育英事業費(補正1号) 3,175 千円

(単位：千円)	
No.	事 項
1	育英事業基金積立金
2	育英事業費

3 公共用地先行取得事業費（補正1号） 436 千円

（単位：千円）

No.	事 項	補 正 額
1	他会計繰出金	436

4 介護保険事業費（補正1号） 452,324 千円

（単位：千円）

No.	事 項	補 正 額
1	第1号被保険者還付金及び還付加算金	350,215
2	介護サービス等給付費	66,451
3	高齢介護サービス費	44,818
4	一般管理費	12,628
5	包括的支援等事業費	3,109
6	審査支払手数料	538
7	介護予防・日常生活支援総合事業費	△ 3,604
8	賦課徴収費	△ 5,379
9	介護認定費	△ 16,452

5 後期高齢者医療事業費（補正1号） 242,960 千円

（単位：千円）

No.	事 項	補 正 額
1	賦課徴収費	448
2	後期高齢者医療広域連合納付金	242,512

○ 企業会計補正予算（1会計） 2,020,296 千円

1 モーターボート競走事業会計（補正2号） 2,020,296 千円

（単位：千円）

No.	事 業 名	補 正 額
1	開催費	2,015,900
2	総係費	4,396

債務負担行為の補正

（変 更）

（単位：千円）

No.	事 業 名	補 正 額
1	施設警備業務委託	（補正前） 94,288
		（補正額） 8,036
		（補正後） 102,324

<令和6年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第 2 2 号	所 管	税務管理課
件 名	尼崎市市税条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 改正理由 固定資産税の減免を受けようとする者は、原則として申請書を提出しなければならないところ、生活保護法に基づく扶助を受ける者について、固定資産税の減免事由が前年度から継続していることが確認できる場合は、申請書を提出することなく職権による減免の適用をすることができるようにするための所要の整備を行うもの。					
2 改正内容 固定資産税の減免について、減免事由に該当することが明らかな場合は、例外的に申請によらず職権による減免を行うことができる事由を定めた条例第 4 8 条第 5 項ただし書の規定に、「貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産であつて自己の用に供するもの」に係る条項を追加する。					
3 施行期日 公布の日					

尼崎市市税条例

改正後	現 行
(固定資産税の減免) 第48条 5 第1項又は前2項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は、減免事由の発生の日から10日以内(減免事由が前年度から存続しているときは、当該年度の最初の納期限まで)に、次の各号に掲げる事項を記載した申請書にその事由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、<u>第1項第1号又は第3号から第5号までのいずれかに</u>該当することが明らかなときは、この限りでない。	(固定資産税の減免) 第48条 5 第1項又は前2項の規定によつて固定資産税の減免を受けようとする者は、減免事由の発生の日から10日以内(減免事由が前年度から存続しているときは、当該年度の最初の納期限まで)に、次の各号に掲げる事項を記載した申請書にその事由を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、<u>第1項第3号から第5号までのいずれかに</u>該当することが明らかなときは、この限りでない。

<令和6年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第 2 3 号	所 管	行政管理課
件 名	尼崎市事務分掌条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 改正理由 主要事業や時宜に応じた行政課題に対して迅速・柔軟に対応できる組織体制の構築を行うため、規定の整備を行うもの。 2 改正内容 行政ニーズが複雑化、多様化し、これまで以上に的確なニーズ把握と迅速な対応が行政に求められるなか、秘書室の政策調整機能及び渉外機能の強化を図るとともに、より迅速かつ効果的な情報発信を行うことを目的に、広域行政、市長会、国際交流の推進及び広報に関する事務等を総合政策局から秘書室に移管するため、これらに合わせた規定の整備を行う。 3 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日					

尼崎市事務分掌条例

改正後	現 行
(部局の設置及び分掌事務) 第 1 条 略 秘書室 <u>(2) 広報に関する事項</u> <u>(3) 国際交流に関する事項</u> 総合政策局 <u>(削る)</u> <u>(3)～(7) 略</u> <u>(削る)</u>	(部局の設置及び分掌事務) 第 1 条 略 秘書室 総合政策局 <u>(3) 広報に関する事項</u> <u>(4)～(8) 略</u> <u>(9) 国際交流に関する事項</u>

<令和6年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第 2 4 号	所 管	行政管理課
件 名	尼崎市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 改正理由 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 6 3 号）の施行により、国の行政手続のうち、フロッピーディスク等の電磁的記録媒体による申請等が義務付けられていたものについて、オンラインによる申請等が可能となったことを踏まえ、条例及び規則に基づく本市の行政手続についても同様の対応を行うため、所要の整備を行うもの。 2 改正内容 本市の行政手続のうち、他の条例等でフロッピーディスク等の電磁的記録媒体による申請等を行うことが規定されているものについて、その条例等の規定にかかわらず、オンラインによる申請等ができることとする。 3 施行期日 公布の日					

尼崎市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例

改正後	現 行
(適用除外) 第 7 条 次の各号に掲げる行政手続等については、当該各号に定める規定は、適用しない。 (1) 行政手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該行政手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないと認められる<u>もの</u> <u>第 3 条から前条までの規定</u> (2) <u>申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの</u> <u>第 3 条及び第 4 条の規定</u> (3) <u>縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うべきこと又は行うことができることが規定されているもの</u> <u>第 5 条及び前条の規定</u>	(適用除外) 第 7 条 <u>第 3 条から前条までの規定は、次に掲げる行政手続等については、適用しない。</u> (1) 行政手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該行政手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないと認められる<u>もの</u> (2) <u>行政手続等のうち当該行政手続等に関する条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うべきこと又は行うことができることが規定されているもの</u>

<令和6年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第 2 5 号	所 管	人事課										
件 名	尼崎市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について														
内 容															
1 制定理由 地方自治法等の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 5 4 号）の施行により、地方公共団体の長等の当該地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは条例で定める限度額を超える額を免責することが可能となった。 こうした中、令和 6 年 4 月 1 日から尼崎市内部統制基本方針を改正し、適正な事務処理の確保を今後一層図っていくことはもとより、果敢な施策展開を進めていくため、改正法の規定に基づき、市長等の損害賠償責任の一部を免責するための条例を制定するもの。															
2 制定内容 市長等の損害賠償責任の限度額を次のとおり定め、当該限度額を超える額を免責する旨を定める。															
<table><tr><td>区分</td><td>責任限度額</td></tr><tr><td>市長</td><td>基準給与年額の 6 倍</td></tr><tr><td>副市長、教育委員会の教育長及び委員、選挙管理委員会の委員、監査委員</td><td>基準給与年額の 4 倍</td></tr><tr><td>公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長、公営企業管理者</td><td>基準給与年額の 2 倍</td></tr><tr><td>上記以外の市の職員</td><td>基準給与年額の 1 倍</td></tr></table>						区分	責任限度額	市長	基準給与年額の 6 倍	副市長、教育委員会の教育長及び委員、選挙管理委員会の委員、監査委員	基準給与年額の 4 倍	公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長、公営企業管理者	基準給与年額の 2 倍	上記以外の市の職員	基準給与年額の 1 倍
区分	責任限度額														
市長	基準給与年額の 6 倍														
副市長、教育委員会の教育長及び委員、選挙管理委員会の委員、監査委員	基準給与年額の 4 倍														
公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長、公営企業管理者	基準給与年額の 2 倍														
上記以外の市の職員	基準給与年額の 1 倍														
※ 基準給与年額は、原因行為を行った日を含む会計年度において支給されるべき給与（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当又は寒冷地手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）															
3 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日															

<令和6年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第 2 6 号	所 管	給与課、公営企業局企画管理課
件 名	地方自治法の改正等に伴う関係条例の整備に関する条例について				
内 容					
1 改正理由 令和 5 年の人事院勧告を受け、国において在宅勤務等中心の働き方をする職員の光熱・水道費等の費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当が新設される。これに伴い、地方自治法が改正され、地方公務員においても同手当の導入が可能となることから、国に準じて在宅勤務等手当を新設するため、関係条例について所要の整備を行うもの。					
2 改正の対象となる条例 (1) 尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (2) 尼崎市職員の給与に関する条例 (3) 尼崎市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例 (4) 尼崎市一般職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償並びに期末手当及び勤勉手当に関する条例					
3 主な改正内容 (1) 在宅勤務等手当の追加 各条例の手当等の種類に「在宅勤務等手当」を追加する。 (2) 支給要件 在宅勤務等手当は、住居その他これに準ずる場所において、一定期間以上継続して 1 か月当たり 1 0 日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に対して支給するものとし、その旨の規定を上記 2 (1)及び(2)の条例に追加する。 (3) 支給額等 支給額は月額 3 , 0 0 0 円とするとともに、在宅勤務等手当が支給される場合の通勤手当について、1 か月当たりの通勤回数を考慮した額となるよう調整を行うものとし、その旨の規定を上記 2 (2)の条例に追加する。					
4 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日					

尼崎市公営企業に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第 1 条関係）

改正後	現 行
（給与の種類） 第 2 条 3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。 <u>（在宅勤務等手当）</u> <u>第 5 条の 2 在宅勤務等手当は、管理者が別に定める期間以上の期間において、1 箇月当たり平均 10 日を超えて、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他管理者が別に定める時間を除く。）の全部について、在宅勤務等（住居その他の場所で管理者が別に定めるものにおいて勤務することをいう。）を命ぜられた職員に対して支給する。</u> （特定非常勤職員の給与） 第 15 条 略 (1) 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に該当する特定非常勤職員 報酬（給料に相当する報酬並びに地域手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬をいう。）並びに期末手当及び勤勉手当	（給与の種類） 第 2 条 3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。 （特定非常勤職員の給与） 第 15 条 略 (1) 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に該当する特定非常勤職員 報酬（給料に相当する報酬並びに地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬をいう。）並びに期末手当及び勤勉手当

尼崎市職員の給与に関する条例（第2条関係）

改正後	現 行
(給料) 第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、教員特別手当及び初任給調整手当を含まないものとする。 (通勤手当) 第12条の4 2 略 (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、当該アからスまでに定める額（次条第1項の規定により在宅勤務等手当が支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（1箇月当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員に限る。））にあつては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） <u>(在宅勤務等手当)</u> 第12条の5 市規則で定める期間以上の期間において、1箇月当たり平均10日を超えて、<u>正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他市規則で定める時間を除く。）の全部について、在宅勤務等（住居その他の場所で市規則で定めるものにおいて勤務することをいう。）を命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。</u> 2 <u>在宅勤務等手当の月額</u>は、3,000円とする。 3 <u>前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給について必要な事項は、市規則で定める。</u> (管理職手当等の支給方法) 第22条 管理職手当、扶養手当、地域手当、	(給料) 第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、教員特別手当及び初任給調整手当を含まないものとする。 (通勤手当) 第12条の4 2 略 (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、当該アからスまでに定める額（<u>定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して市規則で定める職員にあつては、その額から、その額に市規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額</u>） (管理職手当等の支給方法) 第22条 管理職手当、扶養手当、地域手当、

住居手当、通勤手当、<u>在宅勤務等手当</u>、定時制通信教育手当、産業教育手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、教員特別手当及び初任給調整手当は、給料の支給方法に準じて支給する。	住居手当、通勤手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、教員特別手当及び初任給調整手当は、給料の支給方法に準じて支給する。
---	--

尼崎市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（第3条関係）

改正後	現 行
（給与の種類） 第2条 2 前項の手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。 （特定非常勤技能労務職員の給与） 第4条 法第22条の2第1項第1号に該当する特定非常勤技能労務職員の給与の種類は、報酬（給料に相当する報酬並びに地域手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当に相当する報酬をいう。）並びに期末手当及び勤勉手当とする。	（給与の種類） 第2条 2 前項の手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。 （特定非常勤技能労務職員の給与） 第4条 法第22条の2第1項第1号に該当する特定非常勤技能労務職員の給与の種類は、報酬（給料に相当する報酬並びに地域手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当に相当する報酬をいう。）並びに期末手当及び勤勉手当とする。

尼崎市一般職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償並びに期末手当及び勤勉手当に関する条例
(第4条関係)

改正後	現 行
(報酬) 第2条 職員には、報酬（尼崎市職員の給与に関する条例（昭和32年尼崎市条例第24号。以下「給与条例」という。）第2条第1項に規定する給料に相当する報酬（以下「基本報酬」という。）並びに給与条例の適用を受ける者（以下「常勤職員等」という。）に支給される地域手当、<u>在宅勤務等手当</u>、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び初任給調整手当（以下「地域手当等」という。）に相当する報酬（以下「手当相当報酬」という。）をいう。以下同じ。）を支給する。	(報酬) 第2条 職員には、報酬（尼崎市職員の給与に関する条例（昭和32年尼崎市条例第24号。以下「給与条例」という。）第2条第1項に規定する給料に相当する報酬（以下「基本報酬」という。）並びに給与条例の適用を受ける者（以下「常勤職員等」という。）に支給される地域手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び初任給調整手当（以下「地域手当等」という。）に相当する報酬（以下「手当相当報酬」という。）をいう。以下同じ。）を支給する。

<令和6年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第 2 7 号	所 管	給与課
件 名	尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 改正理由 市町村の職員等に対する高度の研修を行うなど、市町村の人材育成の推進、行政運営の円滑化を図り、もって地方自治の振興に資することを目的とする公益財団法人全国市町村研修財団に、本市職員を派遣することができるようにするため、所要の整備を行うもの。 2 改正内容 本市職員を派遣することができる団体に「公益財団法人全国市町村研修財団」を加える。 3 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日					

尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例

改正後	現 行
(職員の派遣) 第2条 任命権者は、次の各号に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項各号に掲げる職員を除く。)を派遣することができる。 <u>(14)</u> 公益財団法人全国市町村研修財団 <u>(15)～(21)</u> 略	(職員の派遣) 第2条 任命権者は、次の各号に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項各号に掲げる職員を除く。)を派遣することができる。 <u>(14)～(20)</u> 略

<令和6年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第 2 8 号	所 管	職員課
件 名	尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 改正理由 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）の施行により、令和 5 年 4 月 1 日から、地方公務員の定年を段階的に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制が導入され、管理監督職員は、6 0 歳到達日の翌日から同日以後の最初の 4 月 1 日までの間に、管理監督職以外の職に降格することになった。 また、教育職員が管理監督職以外の職に降格する場合の給与の取扱いについて、兵庫県においては、降格前の等級における号給から降格後の等級における号給が同額又は直近下位に移行する方法としていたが、管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴い、等級ごとに移行する降格時の号給を定めた降格時号給対応表を用いて決定する方法に変更している。 これを踏まえて、本市教育職員についても、管理監督職勤務上限年齢制により、令和 6 年 4 月 1 日以降に降格する予定の管理監督職員が在籍していることから、兵庫県の教育職員と同様の取扱いにするための規定の整備を行うもの。					
2 改正内容 教育職員が降格する場合の号給決定について、兵庫県の降格時号給対応表に準じた降格時号給対応表により決定するものに改める。					
3 施行期日 公布の日の翌日					

尼崎市職員の給与に関する条例

改正後	現 行
(昇格) 第5条 2 行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員（<u>第7条第2項</u>において「行政職員等」という。）でその等級が4級であるもの及び教育職給料表(一)の適用を受ける職員でその等級が2級であるもの（市長の承認を得て尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する職員に限る。以下「特定2級教育職員」という。）について昇格をさせる場合における前項の規定の適用については、同項中「1級」とあるのは、「2級」とする。 (降格) 第7条 職員について降格をさせた場合における当該職員の号給は、当該降格の日の前日に受けていた当該職員に適用される給料表に係る別表第11アからキまでのいずれかに定める降格時号給対応表の左欄に掲げる号給の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる号給（その降格後の等級におけるものに限る。）とする。 <u>(削る)</u>	(昇格) 第5条 2 行政職給料表又は消防職給料表の適用を受ける職員（<u>第7条第3項</u>において「行政職員等」という。）でその等級が4級であるもの及び教育職給料表(一)の適用を受ける職員でその等級が2級であるもの（市長の承認を得て尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する職員に限る。以下「特定2級教育職員」という。）について昇格をさせる場合における前項の規定の適用については、同項中「1級」とあるのは、「2級」とする。 (降格) 第7条 職員（<u>教育職給料表の適用を受ける職員（以下「教育職員」という。）を除く。</u>）について降格をさせた場合における当該職員の号給は、当該降格の日の前日に受けていた当該職員に適用される給料表に係る別表第11アからオまでのいずれかに定める降格時号給対応表の左欄に掲げる号給の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる号給（その降格後の等級におけるものに限る。）とする。 2 <u>教育職員について降格をさせた場合における当該教育職員の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。</u> (1) <u>当該降格の日の前日に受けていた号給（以下「降格前号給」という。）の額と同じ額の号給が当該降格後の等級における号給のうちにあるとき 当該額の号給</u> (2) <u>降格前号給の額が、当該降格後の等級における最高の号給の額に達せず、かつ、当該降格後の等級における号給の額のうち</u> <u>にないとき 当該降格前号給の額の直近下位の額の号給</u>

- 2 職員について降格（2級以上下位の等級に異動するものに限る。）をさせた場合（行政職員等でその等級が6級であるものについて4級に降格をさせた場合を除く。）における前項の規定の適用については、1級下位の等級への降格（行政職員等について当該1級下位の等級が5級であるときは、4級への降格（以下「特定降格」という。））が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 第1項の規定により定められる職員の号給が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

（教員特別手当）

第21条の4 教育職給料表の適用を受ける職員（教育職給料表(ロ)の適用を受ける職員にあつては、市長の承認を得て教育委員会が指定する者に限る。）には、月額8,200円を超えない範囲内で、等級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、等級）の別に応じて、市長の承認を得て教育委員会規則で定める額の教育特別手当を支給する。

別表11

ウ 教育職給料表(一)降格時号給対応表

降格の日の前 日に受けてい た号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	9	43	23	41
2	10	44	24	42
3	10	45	25	43
4	11	46	26	44
5	12	47	27	45
6	13	48	28	46
7	14	49	29	47

(3) 降格前号給の額が、当該降格後の等級における最高の号給の額を超えているとき
当該等級における最高の号給

- 3 職員について降格（2級以上下位の等級に異動するものに限る。）をさせた場合（行政職員等でその等級が6級であるものについて4級に降格をさせた場合を除く。）における前2項の規定の適用については、1級下位の等級への降格（行政職員等について当該1級下位の等級が5級であるときは、4級への降格（以下「特定降格」という。））が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 4 第1項又は第2項の規定により定められる職員の号給が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

（教員特別手当）

第21条の4 教育職員（教育職給料表(ロ)の適用を受ける職員にあつては、市長の承認を得て教育委員会が指定する者に限る。）には、月額8,200円を超えない範囲内で、等級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、等級）の別に応じて、市長の承認を得て教育委員会規則で定める額の教育特別手当を支給する。

別表11

<u>8</u>	<u>15</u>	<u>50</u>	<u>30</u>	<u>48</u>
<u>9</u>	<u>16</u>	<u>51</u>	<u>31</u>	<u>49</u>
<u>10</u>	<u>17</u>	<u>52</u>	<u>32</u>	<u>50</u>
<u>11</u>	<u>18</u>	<u>53</u>	<u>33</u>	<u>51</u>
<u>12</u>	<u>19</u>	<u>54</u>	<u>34</u>	<u>52</u>
<u>13</u>	<u>20</u>	<u>55</u>	<u>35</u>	<u>53</u>
<u>14</u>	<u>21</u>	<u>56</u>	<u>36</u>	<u>54</u>
<u>15</u>	<u>23</u>	<u>57</u>	<u>37</u>	<u>55</u>
<u>16</u>	<u>24</u>	<u>58</u>	<u>38</u>	<u>56</u>
<u>17</u>	<u>25</u>	<u>59</u>	<u>39</u>	<u>57</u>
<u>18</u>	<u>26</u>	<u>60</u>	<u>40</u>	<u>58</u>
<u>19</u>	<u>27</u>	<u>61</u>	<u>40</u>	<u>59</u>
<u>20</u>	<u>28</u>	<u>62</u>	<u>41</u>	<u>60</u>
<u>21</u>	<u>29</u>	<u>63</u>	<u>42</u>	<u>61</u>
<u>22</u>	<u>30</u>	<u>64</u>	<u>43</u>	<u>62</u>
<u>23</u>	<u>31</u>	<u>65</u>	<u>44</u>	<u>63</u>
<u>24</u>	<u>32</u>	<u>66</u>	<u>45</u>	<u>64</u>
<u>25</u>	<u>33</u>	<u>67</u>	<u>46</u>	<u>66</u>
<u>26</u>	<u>34</u>	<u>68</u>	<u>47</u>	<u>68</u>
<u>27</u>	<u>35</u>	<u>69</u>	<u>48</u>	<u>70</u>
<u>28</u>	<u>36</u>	<u>70</u>	<u>50</u>	<u>72</u>
<u>29</u>	<u>37</u>	<u>71</u>	<u>51</u>	<u>74</u>
<u>30</u>	<u>38</u>	<u>72</u>	<u>52</u>	<u>76</u>
<u>31</u>	<u>39</u>	<u>73</u>	<u>53</u>	<u>78</u>
<u>32</u>	<u>40</u>	<u>74</u>	<u>54</u>	<u>80</u>
<u>33</u>	<u>41</u>	<u>75</u>	<u>55</u>	<u>82</u>
<u>34</u>	<u>42</u>	<u>76</u>	<u>56</u>	<u>84</u>
<u>35</u>	<u>43</u>	<u>77</u>	<u>57</u>	<u>86</u>
<u>36</u>	<u>44</u>	<u>78</u>	<u>58</u>	<u>88</u>
<u>37</u>	<u>46</u>	<u>79</u>	<u>59</u>	<u>90</u>
<u>38</u>	<u>48</u>	<u>80</u>	<u>60</u>	<u>92</u>
<u>39</u>	<u>50</u>	<u>81</u>	<u>61</u>	<u>93</u>
<u>40</u>	<u>52</u>	<u>82</u>	<u>62</u>	<u>93</u>
<u>41</u>	<u>54</u>	<u>83</u>	<u>63</u>	<u>93</u>
<u>42</u>	<u>56</u>	<u>84</u>	<u>64</u>	<u>93</u>
<u>43</u>	<u>58</u>	<u>85</u>	<u>65</u>	<u>93</u>
<u>44</u>	<u>60</u>	<u>86</u>	<u>66</u>	<u>93</u>

<u>45</u>	<u>62</u>	<u>87</u>	<u>67</u>	<u>93</u>
<u>46</u>	<u>64</u>	<u>88</u>	<u>68</u>	<u>93</u>
<u>47</u>	<u>66</u>	<u>89</u>	<u>68</u>	<u>93</u>
<u>48</u>	<u>68</u>	<u>90</u>	<u>69</u>	<u>93</u>
<u>49</u>	<u>70</u>	<u>91</u>	<u>70</u>	<u>93</u>
<u>50</u>	<u>72</u>	<u>92</u>	<u>72</u>	<u>93</u>
<u>51</u>	<u>74</u>	<u>93</u>	<u>74</u>	<u>93</u>
<u>52</u>	<u>76</u>	<u>94</u>	<u>76</u>	<u>93</u>
<u>53</u>	<u>78</u>	<u>95</u>	<u>77</u>	<u>93</u>
<u>54</u>	<u>80</u>	<u>96</u>	<u>78</u>	<u>93</u>
<u>55</u>	<u>82</u>	<u>97</u>	<u>80</u>	<u>93</u>
<u>56</u>	<u>84</u>	<u>98</u>	<u>82</u>	<u>93</u>
<u>57</u>	<u>86</u>	<u>99</u>	<u>83</u>	<u>93</u>
<u>58</u>	<u>88</u>	<u>100</u>	<u>84</u>	
<u>59</u>	<u>90</u>	<u>101</u>	<u>86</u>	
<u>60</u>	<u>92</u>	<u>102</u>	<u>87</u>	
<u>61</u>	<u>94</u>	<u>103</u>	<u>89</u>	
<u>62</u>	<u>96</u>	<u>104</u>	<u>91</u>	
<u>63</u>	<u>98</u>	<u>105</u>	<u>94</u>	
<u>64</u>	<u>100</u>	<u>106</u>	<u>98</u>	
<u>65</u>	<u>102</u>	<u>107</u>	<u>102</u>	
<u>66</u>	<u>104</u>	<u>108</u>	<u>106</u>	
<u>67</u>	<u>106</u>	<u>109</u>	<u>110</u>	
<u>68</u>	<u>108</u>	<u>110</u>	<u>114</u>	
<u>69</u>	<u>112</u>	<u>112</u>	<u>118</u>	
<u>70</u>	<u>116</u>	<u>114</u>	<u>121</u>	
<u>71</u>	<u>120</u>	<u>115</u>	<u>121</u>	
<u>72</u>	<u>124</u>	<u>116</u>	<u>121</u>	
<u>73</u>	<u>130</u>	<u>117</u>	<u>121</u>	
<u>74</u>	<u>136</u>	<u>118</u>	<u>121</u>	
<u>75</u>	<u>142</u>	<u>119</u>	<u>121</u>	
<u>76</u>	<u>148</u>	<u>120</u>	<u>121</u>	
<u>77</u>	<u>150</u>	<u>122</u>	<u>121</u>	
<u>78</u>	<u>156</u>	<u>124</u>	<u>121</u>	
<u>79</u>	<u>164</u>	<u>125</u>	<u>121</u>	
<u>80</u>	<u>169</u>	<u>126</u>	<u>121</u>	
<u>81</u>	<u>169</u>	<u>127</u>	<u>121</u>	

<u>82</u>	<u>169</u>	<u>128</u>	<u>121</u>	
<u>83</u>	<u>169</u>	<u>130</u>	<u>121</u>	
<u>84</u>	<u>169</u>	<u>132</u>	<u>121</u>	
<u>85</u>	<u>169</u>	<u>134</u>	<u>121</u>	
<u>86</u>	<u>169</u>	<u>136</u>	<u>121</u>	
<u>87</u>	<u>169</u>	<u>138</u>	<u>121</u>	
<u>88</u>	<u>169</u>	<u>140</u>	<u>121</u>	
<u>89</u>	<u>169</u>	<u>142</u>	<u>121</u>	
<u>90</u>	<u>169</u>	<u>144</u>	<u>121</u>	
<u>91</u>	<u>169</u>	<u>145</u>	<u>121</u>	
<u>92</u>	<u>169</u>	<u>146</u>	<u>121</u>	
<u>93</u>	<u>169</u>	<u>147</u>	<u>121</u>	
<u>94</u>	<u>169</u>	<u>148</u>		
<u>95</u>	<u>169</u>	<u>149</u>		
<u>96</u>	<u>169</u>	<u>150</u>		
<u>97</u>	<u>169</u>	<u>152</u>		
<u>98</u>	<u>169</u>	<u>154</u>		
<u>99</u>	<u>169</u>	<u>155</u>		
<u>100</u>	<u>169</u>	<u>156</u>		
<u>101</u>	<u>169</u>	<u>157</u>		
<u>102</u>	<u>169</u>	<u>158</u>		
<u>103</u>	<u>169</u>	<u>159</u>		
<u>104</u>	<u>169</u>	<u>161</u>		
<u>105</u>	<u>169</u>	<u>162</u>		
<u>106</u>	<u>169</u>	<u>163</u>		
<u>107</u>	<u>169</u>	<u>165</u>		
<u>108</u>	<u>169</u>	<u>166</u>		
<u>109</u>	<u>169</u>	<u>167</u>		
<u>110</u>	<u>169</u>	<u>169</u>		
<u>111</u>	<u>169</u>	<u>169</u>		
<u>112</u>	<u>169</u>	<u>169</u>		
<u>113</u>	<u>169</u>	<u>169</u>		
<u>114</u>	<u>169</u>	<u>169</u>		
<u>115</u>	<u>169</u>	<u>169</u>		
<u>116</u>	<u>169</u>	<u>169</u>		
<u>117</u>	<u>169</u>	<u>169</u>		
<u>118</u>	<u>169</u>	<u>169</u>		

<u>119</u>	<u>169</u>	<u>169</u>		
<u>120</u>	<u>169</u>	<u>169</u>		
<u>121</u>	<u>169</u>	<u>169</u>		
<u>122</u>	<u>169</u>			
<u>123</u>	<u>169</u>			
<u>124</u>	<u>169</u>			
<u>125</u>	<u>169</u>			
<u>126</u>	<u>169</u>			
<u>127</u>	<u>169</u>			
<u>128</u>	<u>169</u>			
<u>129</u>	<u>169</u>			
<u>130</u>	<u>169</u>			
<u>131</u>	<u>169</u>			
<u>132</u>	<u>169</u>			
<u>133</u>	<u>169</u>			
<u>134</u>	<u>169</u>			
<u>135</u>	<u>169</u>			
<u>136</u>	<u>169</u>			
<u>137</u>	<u>169</u>			
<u>138</u>	<u>169</u>			
<u>139</u>	<u>169</u>			
<u>140</u>	<u>169</u>			
<u>141</u>	<u>169</u>			
<u>142</u>	<u>169</u>			
<u>143</u>	<u>169</u>			
<u>144</u>	<u>169</u>			
<u>145</u>	<u>169</u>			
<u>146</u>	<u>169</u>			
<u>147</u>	<u>169</u>			
<u>148</u>	<u>169</u>			
<u>149</u>	<u>169</u>			
<u>150</u>	<u>169</u>			
<u>151</u>	<u>169</u>			
<u>152</u>	<u>169</u>			
<u>153</u>	<u>169</u>			
<u>154</u>	<u>169</u>			
<u>155</u>	<u>169</u>			

<u>156</u>	<u>169</u>			
<u>157</u>	<u>169</u>			
<u>158</u>	<u>169</u>			
<u>159</u>	<u>169</u>			
<u>160</u>	<u>169</u>			
<u>161</u>	<u>169</u>			
<u>162</u>	<u>169</u>			
<u>163</u>	<u>169</u>			
<u>164</u>	<u>169</u>			
<u>165</u>	<u>169</u>			
<u>166</u>	<u>169</u>			
<u>167</u>	<u>169</u>			
<u>168</u>	<u>169</u>			
<u>169</u>	<u>169</u>			

備考 この表は、教育職給料表(一)の適用を受ける職員について降格をさせた場合について適用する。

エ 教育職給料表(二)降格時号給対応表

降格の日の前 日に受けてい た号給	降格後の号給	
	1 級	2 級
<u>1</u>	<u>9</u>	<u>49</u>
<u>2</u>	<u>10</u>	<u>50</u>
<u>3</u>	<u>10</u>	<u>51</u>
<u>4</u>	<u>11</u>	<u>52</u>
<u>5</u>	<u>12</u>	<u>53</u>
<u>6</u>	<u>13</u>	<u>54</u>
<u>7</u>	<u>14</u>	<u>55</u>
<u>8</u>	<u>15</u>	<u>56</u>
<u>9</u>	<u>16</u>	<u>57</u>
<u>10</u>	<u>17</u>	<u>58</u>
<u>11</u>	<u>18</u>	<u>59</u>
<u>12</u>	<u>19</u>	<u>60</u>
<u>13</u>	<u>20</u>	<u>61</u>
<u>14</u>	<u>22</u>	<u>62</u>
<u>15</u>	<u>23</u>	<u>63</u>
<u>16</u>	<u>24</u>	<u>64</u>

<u>17</u>	<u>25</u>	<u>65</u>		
<u>18</u>	<u>26</u>	<u>66</u>		
<u>19</u>	<u>27</u>	<u>67</u>		
<u>20</u>	<u>28</u>	<u>68</u>		
<u>21</u>	<u>29</u>	<u>69</u>		
<u>22</u>	<u>30</u>	<u>70</u>		
<u>23</u>	<u>31</u>	<u>71</u>		
<u>24</u>	<u>32</u>	<u>72</u>		
<u>25</u>	<u>33</u>	<u>73</u>		
<u>26</u>	<u>34</u>	<u>74</u>		
<u>27</u>	<u>35</u>	<u>75</u>		
<u>28</u>	<u>36</u>	<u>76</u>		
<u>29</u>	<u>37</u>	<u>77</u>		
<u>30</u>	<u>38</u>	<u>78</u>		
<u>31</u>	<u>39</u>	<u>79</u>		
<u>32</u>	<u>40</u>	<u>80</u>		
<u>33</u>	<u>41</u>	<u>81</u>		
<u>34</u>	<u>42</u>	<u>82</u>		
<u>35</u>	<u>43</u>	<u>82</u>		
<u>36</u>	<u>44</u>	<u>83</u>		
<u>37</u>	<u>46</u>	<u>84</u>		
<u>38</u>	<u>48</u>	<u>85</u>		
<u>39</u>	<u>50</u>	<u>86</u>		
<u>40</u>	<u>52</u>	<u>87</u>		
<u>41</u>	<u>54</u>	<u>88</u>		
<u>42</u>	<u>56</u>	<u>89</u>		
<u>43</u>	<u>58</u>	<u>90</u>		
<u>44</u>	<u>60</u>	<u>91</u>		
<u>45</u>	<u>62</u>	<u>92</u>		
<u>46</u>	<u>64</u>	<u>93</u>		
<u>47</u>	<u>66</u>	<u>94</u>		
<u>48</u>	<u>68</u>	<u>95</u>		
<u>49</u>	<u>70</u>	<u>97</u>		
<u>50</u>	<u>72</u>	<u>98</u>		
<u>51</u>	<u>74</u>	<u>99</u>		
<u>52</u>	<u>76</u>	<u>100</u>		
<u>53</u>	<u>79</u>	<u>101</u>		

<u>54</u>	<u>82</u>	<u>102</u>		
<u>55</u>	<u>85</u>	<u>103</u>		
<u>56</u>	<u>88</u>	<u>104</u>		
<u>57</u>	<u>90</u>	<u>105</u>		
<u>58</u>	<u>92</u>	<u>106</u>		
<u>59</u>	<u>94</u>	<u>107</u>		
<u>60</u>	<u>96</u>	<u>108</u>		
<u>61</u>	<u>100</u>	<u>110</u>		
<u>62</u>	<u>104</u>	<u>112</u>		
<u>63</u>	<u>108</u>	<u>114</u>		
<u>64</u>	<u>112</u>	<u>116</u>		
<u>65</u>	<u>113</u>	<u>117</u>		
<u>66</u>	<u>113</u>	<u>118</u>		
<u>67</u>	<u>113</u>	<u>118</u>		
<u>68</u>	<u>113</u>	<u>120</u>		
<u>69</u>	<u>113</u>	<u>122</u>		
<u>70</u>	<u>113</u>	<u>124</u>		
<u>71</u>	<u>113</u>	<u>126</u>		
<u>72</u>	<u>113</u>	<u>128</u>		
<u>73</u>	<u>113</u>	<u>130</u>		
<u>74</u>	<u>113</u>	<u>131</u>		
<u>75</u>	<u>113</u>	<u>132</u>		
<u>76</u>	<u>113</u>	<u>134</u>		
<u>77</u>	<u>113</u>	<u>136</u>		
<u>78</u>	<u>113</u>	<u>138</u>		
<u>79</u>	<u>113</u>	<u>141</u>		
<u>80</u>	<u>113</u>	<u>143</u>		
<u>81</u>	<u>113</u>	<u>146</u>		
<u>82</u>	<u>113</u>	<u>150</u>		
<u>83</u>	<u>113</u>	<u>154</u>		
<u>84</u>	<u>113</u>	<u>157</u>		
<u>85</u>	<u>113</u>	<u>159</u>		
<u>86</u>	<u>113</u>	<u>161</u>		
<u>87</u>	<u>113</u>	<u>163</u>		
<u>88</u>	<u>113</u>	<u>166</u>		
<u>89</u>	<u>113</u>	<u>169</u>		
<u>90</u>	<u>113</u>	<u>171</u>		

<u>91</u>	<u>113</u>	<u>173</u>		
<u>92</u>	<u>113</u>	<u>173</u>		
<u>93</u>	<u>113</u>	<u>173</u>		
<u>94</u>	<u>113</u>	<u>173</u>		
<u>95</u>	<u>113</u>	<u>173</u>		
<u>96</u>	<u>113</u>	<u>173</u>		
<u>97</u>	<u>113</u>	<u>173</u>		
<u>98</u>	<u>113</u>	<u>173</u>		
<u>99</u>	<u>113</u>	<u>173</u>		
<u>100</u>	<u>113</u>	<u>173</u>		
<u>101</u>	<u>113</u>	<u>173</u>		
<u>102</u>	<u>113</u>	<u>173</u>		
<u>103</u>	<u>113</u>	<u>173</u>		
<u>104</u>	<u>113</u>	<u>173</u>		
<u>105</u>	<u>113</u>	<u>173</u>		
<u>106</u>	<u>113</u>	<u>173</u>		
<u>107</u>	<u>113</u>	<u>173</u>		
<u>108</u>	<u>113</u>	<u>173</u>		
<u>109</u>	<u>113</u>	<u>173</u>		
<u>110</u>	<u>113</u>	<u>173</u>		
<u>111</u>	<u>113</u>	<u>173</u>		
<u>112</u>	<u>113</u>	<u>173</u>		
<u>113</u>	<u>113</u>	<u>173</u>		
<u>114</u>	<u>113</u>			
<u>115</u>	<u>113</u>			
<u>116</u>	<u>113</u>			
<u>117</u>	<u>113</u>			
<u>118</u>	<u>113</u>			
<u>119</u>	<u>113</u>			
<u>120</u>	<u>113</u>			
<u>121</u>	<u>113</u>			
<u>122</u>	<u>113</u>			
<u>123</u>	<u>113</u>			
<u>124</u>	<u>113</u>			
<u>125</u>	<u>113</u>			
<u>126</u>	<u>113</u>			
<u>127</u>	<u>113</u>			

<u>128</u>	<u>113</u>			
<u>129</u>	<u>113</u>			
<u>130</u>	<u>113</u>			
<u>131</u>	<u>113</u>			
<u>132</u>	<u>113</u>			
<u>133</u>	<u>113</u>			
<u>134</u>	<u>113</u>			
<u>135</u>	<u>113</u>			
<u>136</u>	<u>113</u>			
<u>137</u>	<u>113</u>			
<u>138</u>	<u>113</u>			
<u>139</u>	<u>113</u>			
<u>140</u>	<u>113</u>			
<u>141</u>	<u>113</u>			
<u>142</u>	<u>113</u>			
<u>143</u>	<u>113</u>			
<u>144</u>	<u>113</u>			
<u>145</u>	<u>113</u>			
<u>146</u>	<u>113</u>			
<u>147</u>	<u>113</u>			
<u>148</u>	<u>113</u>			
<u>149</u>	<u>113</u>			
<u>150</u>	<u>113</u>			
<u>151</u>	<u>113</u>			
<u>152</u>	<u>113</u>			
<u>153</u>	<u>113</u>			
<u>154</u>	<u>113</u>			
<u>155</u>	<u>113</u>			
<u>156</u>	<u>113</u>			
<u>157</u>	<u>113</u>			
<u>158</u>	<u>113</u>			
<u>159</u>	<u>113</u>			
<u>160</u>	<u>113</u>			
<u>161</u>	<u>113</u>			
<u>162</u>	<u>113</u>			
<u>163</u>	<u>113</u>			
<u>164</u>	<u>113</u>			

<u>165</u>	<u>113</u>	
<u>166</u>	<u>113</u>	
<u>167</u>	<u>113</u>	
<u>168</u>	<u>113</u>	
<u>169</u>	<u>113</u>	
<u>170</u>	<u>113</u>	
<u>171</u>	<u>113</u>	
<u>172</u>	<u>113</u>	
<u>173</u>	<u>113</u>	

<u>備考</u> この表は、 <u>教育職給料表Ⅱの適用を受ける職員について降格をさせた場合について適用する。</u>	
<u>オ～キ</u> 略	<u>ウ～オ</u> 略

<令和6年2月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第 2 9 号	所 管	就学前教育課																														
件 名	尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について																																		
内 容																																			
1 改正理由																																			
官民幼保の就学前教育施設における教育内容の充実策や連携方法、更には、今後の市立幼稚園に求められる機能・役割や少子化を見据えた効果・効率的な運営体制等について、その方向性や取組等を示す「尼崎市就学前教育ビジョン」に基づき、教育期間の見直しや、一時預かり保育の実施時間の拡充に伴う保育料の改定を行うとともに、竹谷幼稚園、長洲幼稚園及び小園幼稚園を廃止するため、所要の整備を行うもの。																																			
2 主な改正内容																																			
(1) 入園資格の拡大																																			
大島幼稚園、立花幼稚園、塚口幼稚園及び園田幼稚園に係る入園資格のうち、その年齢について、「満4歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したもの」を「満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したもの」に改める。																																			
(2) 一時預かり保育の拡充																																			
一時預かり保育の保育料を次のとおり改める。																																			
<table><tr><td colspan="3">保育日・時間区分</td><td>改正後</td><td>現行</td></tr><tr><td rowspan="3">通常教育 実施日</td><td colspan="2">早朝保育時間</td><td>100円</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="2">通常保育時間</td><td>400円※¹</td><td>400円※¹</td></tr><tr><td colspan="2">夕方保育時間</td><td>200円</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="4">通常教育 実施日以 外の日</td><td rowspan="2">午前保 育時間</td><td>早朝保育時間</td><td rowspan="2">500円※²</td><td>—</td></tr><tr><td>通常保育時間</td><td rowspan="2">800円</td></tr><tr><td rowspan="2">午後保 育時間</td><td>通常保育時間</td><td rowspan="2">600円※²</td><td rowspan="2">—</td></tr><tr><td>夕方保育時間</td></tr></table>						保育日・時間区分			改正後	現行	通常教育 実施日	早朝保育時間		100円	—	通常保育時間		400円※ ¹	400円※ ¹	夕方保育時間		200円	—	通常教育 実施日以 外の日	午前保 育時間	早朝保育時間	500円※ ²	—	通常保育時間	800円	午後保 育時間	通常保育時間	600円※ ²	—	夕方保育時間
保育日・時間区分			改正後	現行																															
通常教育 実施日	早朝保育時間		100円	—																															
	通常保育時間		400円※ ¹	400円※ ¹																															
	夕方保育時間		200円	—																															
通常教育 実施日以 外の日	午前保 育時間	早朝保育時間	500円※ ²	—																															
		通常保育時間		800円																															
	午後保 育時間	通常保育時間	600円※ ²		—																														
		夕方保育時間																																	
※1 教育時間内に昼食の時間が設けられる場合は200円																																			
※2 早朝保育時間又は夕方保育時間を利用しない場合は400円																																			
(3) 幼稚園の廃園																																			
別表第1から竹谷幼稚園、長洲幼稚園及び小園幼稚園の項を削る。																																			
3 施行期日																																			
令和8年4月1日																																			
ただし、上記2(3)の改正については、令和9年4月1日																																			

尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（第1条関係）

改正後	現 行
(名称及び位置) 第3条 幼稚園の名称及び位置は、<u>別表第1</u>のとおりとする。 (開園時刻等) 第4条 幼稚園の開園時刻、閉園時刻及び休園日は、教育委員会規則で定める。ただし、第6条第4項に規定する一時預かり保育許可をするときその他尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特別の理由があると認めるときは、開園時刻、閉園時刻若しくは休園日を変更し、<u>又は臨時に幼稚園の全部若しくは一部の供用を停止することができる。</u> (入園等の資格) 第5条 略 (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども（支援法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども（支援法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）に該当する者で<u>満3歳（尼崎市立竹谷幼稚園、尼崎市立長洲幼稚園、尼崎市立武庫幼稚園、尼崎市立園和北幼稚園又は尼崎市立小園幼稚園に入園する者にあつては、満4歳）</u>に達する日以後の最初の3月31日を経過したものに限る。） 2 一時預かり保育（幼稚園において、<u>教育委員会規則で定める日及び時間帯（教育課程に係る教育（以下「教育課程教育」という。）に係る教育時間（以下「教育時間」という。）以外の時間帯に限る。）</u>において行われる保育（学校教育法第22条の規定による保育をいう。）をいう。以下同じ。）を受けることができる者は、次条第2項に規定する園児で教育委員会規則で定める要件を備えているものと	(名称及び位置) 第3条 幼稚園の名称及び位置は、<u>別表</u>のとおりとする。 (開園時刻等) 第4条 幼稚園の開園時刻、閉園時刻及び休園日は、教育委員会規則で定める。ただし、第6条第4項に規定する一時預かり保育許可をするときは、<u>閉園時刻を変更し、又はその他</u>尼崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特別の理由があると認めるときは、開園時刻、閉園時刻若しくは休園日を変更し、<u>若しくは臨時に幼稚園の全部若しくは一部の供用を停止することができる。</u> (入園等の資格) 第5条 略 (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども（支援法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども（支援法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）に該当する者で<u>満4歳</u>に達する日以後の最初の3月31日を経過したものに限る。） 2 一時預かり保育（幼稚園において、教育課程に係る教育（以下「教育課程教育」という。）<u>が行われる日（以下「通常教育実施日」という。）における当該教育課程教育に係る教育時間（以下「教育時間」という。）が終了した時以後の時間帯で教育委員会が別に定めるもの及び通常教育実施日以外の日（休園日を除く。以下同じ。）</u>における教育委員会が別に定める時間帯において行われる保育（学校教育法第

する。 (保育料等) 第8条 2 <u>入園許可者（一時預かり保育許可を受けている者に限る。）は、その監護する園児に一時預かり保育を受けさせたときは、市長の承認を得て教育委員会規則で定める日までに、別表第2に定める保育料を納付しなければならない。</u> 3 <u>保育料は、市長の承認を得て教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、これを減免することができる。</u> 4 既納の保育料は、還付しない。ただし、支援法第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子ども（支援法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。）である園児が一時預かり保育を受けたときその他<u>市長の承認を得て教育委員会規則で定める特別の理由があるときは、この限りでない。</u> 5 <u>入園許可者は、市長の承認を得て教育委員会規則で定める日までに、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項の規定により市が支払を受けることができる額（以下「実費徴収額」という。）を納付しなければならない。</u> (入園許可等の取消し等) 第12条 4 教育委員会は、次のいずれかに該当するときは、減免処分を取り消すことができる。 (2) 第8条第3項に規定する特別の理由（当	22条の規定による保育をいう。）をいう。以下同じ。）を受けることができる者は、次条第2項に規定する園児で教育委員会規則で定める要件を備えているものとする。 (保育料等) 第8条 2 <u>入園許可者のうちその監護する園児に一時預かり保育を受けさせるものは、1日につき、通常教育実施日にあつては400円（教育時間内において昼食の時間が設けられる日にあつては、200円）、通常教育実施日以外の日にあつては800円の保育料を、教育委員会規則で定める日までに納付しなければならない。</u> 3 <u>教育委員会は、教育委員会規則で定める特別の理由があると認めるときは、保育料を減免することができる。</u> 4 既納の保育料は、還付しない。ただし、支援法第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子ども（支援法第30条の8第1項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。）である園児が一時預かり保育を受けたときその他<u>教育委員会規則で定める特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u> 5 <u>入園許可者は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第13条第4項の規定により本市が支払を受けることができる額（以下「実費徴収額」という。）を教育委員会規則で定める日までに納付しなければならない。</u> (入園許可等の取消し等) 第12条 4 教育委員会は、次のいずれかに該当するときは、減免処分を取り消すことができる。 (2) 第8条第3項に規定する<u>教育委員会規則</u>
--	--

該減免処分に係るものに限る。)がなくな
ったとき。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、幼稚園の管理について必要な事項は、教育委員会規則で、又は市長の承認を得て教育委員会規則で定める。

別表第1 略

別表第2

保育日区分	時間区分	保育料（園 児1人1日 につき）
通常教育実施 日	早朝保育時間	100円
	通常保育時間	400円
	夕方保育時間	200円
通常教育実施 日以外の日	午前保育時間	500円
	午後保育時間	600円

摘要

1 2以上の時間区分にわたって一時預
かり保育を受けさせる場合における保
育料の額は、それぞれの時間区分にお
ける保育料の額の合計額とする。

2 通常教育実施日において教育時間内
に昼食の時間が設けられる場合につい
ては、通常教育実施日の項中「400円」
とあるのは、「200円」とする。

3 通常教育実施日以外の日において早
朝保育時間内に一時預かり保育を受け
させない場合については、通常教育実施
日以外の日

の項中「500円」とあるの
は、「400円」とする。

4 通常教育実施日以外の日において夕
方保育時間内に一時預かり保育を受け
させない場合については、通常教育実施
日以外の日

の項中「600円」とあるの
は、「400円」とする。

備考

1 「通常教育実施日」とは、教育課程教育

で定める特別の理由（当該減免処分に係る
ものに限る。）がなくなったとき。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、幼稚園の管理について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表 略

<u>が行われる日をいう。</u> 2 「<u>早朝保育時間</u>」とは、朝の時間帯で市長の承認を得て教育委員会規則で定めるものをいう。 3 「<u>通常保育時間</u>」とは、教育時間が終了した時以後夕方までの時間帯で市長の承認を得て教育委員会規則で定めるものをいう。 4 「<u>夕方保育時間</u>」とは、夕方以後の時間帯で市長の承認を得て教育委員会規則で定めるものをいう。 5 「<u>午前保育時間</u>」とは、午前の時間帯及び午後の一部の時間帯で市長の承認を得て教育委員会規則で定めるものをいう。 6 「<u>午後保育時間</u>」とは、午後の時間帯で市長の承認を得て教育委員会規則で定めるものをいう。	
--	--

尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（第2条関係）

改正後	現 行（第1条改正後）																				
（入園等の資格） 第5条 略 (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。） 第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども（支援法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども（支援法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。） に該当する者で満3歳（尼崎市立武庫幼稚園又は尼崎市立園和北幼稚園に入園する者にあつては、満4歳）に達する日以後の最初の3月31日を経過したものに限る。） 別表第1 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td><u>（削る）</u></td><td><u>（削る）</u></td></tr> <tr> <td><u>（削る）</u></td><td><u>（削る）</u></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td><u>（削る）</u></td><td><u>（削る）</u></td></tr> </table>	名称	位置	<u>（削る）</u>	<u>（削る）</u>	<u>（削る）</u>	<u>（削る）</u>			<u>（削る）</u>	<u>（削る）</u>	（入園等の資格） 第5条 略 (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。） 第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども（支援法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども（支援法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。） に該当する者で満3歳（<u>尼崎市立竹谷幼稚園、尼崎市立長洲幼稚園、尼崎市立武庫幼稚園、尼崎市立園和北幼稚園又は尼崎市立小園幼稚園</u>に入園する者にあつては、満4歳）に達する日以後の最初の3月31日を経過したものに限る。） 別表第1 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td><u>尼崎市立竹谷幼稚園</u></td><td><u>尼崎市北竹谷町2丁目36番地</u></td></tr> <tr> <td><u>尼崎市立長洲幼稚園</u></td><td><u>尼崎市長洲東通3丁目7番48号</u></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td><u>尼崎市立小園幼稚園</u></td><td><u>尼崎市小中島3丁目17番3号</u></td></tr> </table>	名称	位置	<u>尼崎市立竹谷幼稚園</u>	<u>尼崎市北竹谷町2丁目36番地</u>	<u>尼崎市立長洲幼稚園</u>	<u>尼崎市長洲東通3丁目7番48号</u>			<u>尼崎市立小園幼稚園</u>	<u>尼崎市小中島3丁目17番3号</u>
名称	位置																				
<u>（削る）</u>	<u>（削る）</u>																				
<u>（削る）</u>	<u>（削る）</u>																				
<u>（削る）</u>	<u>（削る）</u>																				
名称	位置																				
<u>尼崎市立竹谷幼稚園</u>	<u>尼崎市北竹谷町2丁目36番地</u>																				
<u>尼崎市立長洲幼稚園</u>	<u>尼崎市長洲東通3丁目7番48号</u>																				
<u>尼崎市立小園幼稚園</u>	<u>尼崎市小中島3丁目17番3号</u>																				

<令和6年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第 3 0 号	所 管	スポーツ推進課、高齢介護課				
件 名	尼崎市立健康ふれあい体育館の設置及び管理に関する条例について								
内 容									
1 制定理由 第 1 次尼崎市公共施設再編計画（尼崎市公共施設マネジメント基本方針 1：再編）に基づき、地区体育館（武庫、大庄）と老人福祉センター（福喜園、千代木園）については、両施設の機能を統合した新たな施設として整備することとしている。 この度、武庫地区において、武庫体育館と福喜園の機能を統合し、スポーツの推進及び健康の増進を図るための施設として位置付けるため、条例を制定するもの。									
2 主な制定内容									
(1) 設置（第 2 条） スポーツ等に関する事業を実施することにより、スポーツの推進及び市民の健康の維持増進を図り、もって市民の福祉の増進に寄与するための施設として健康ふれあい体育館を設置する。									
(2) 名称及び位置（第 3 条）									
<table><tr><td>名 称</td><td>位 置</td></tr><tr><td>尼崎市立武庫健康ふれあい体育館</td><td>尼崎市武庫元町 3 丁目 1 4 番 1 号</td></tr></table>						名 称	位 置	尼崎市立武庫健康ふれあい体育館	尼崎市武庫元町 3 丁目 1 4 番 1 号
名 称	位 置								
尼崎市立武庫健康ふれあい体育館	尼崎市武庫元町 3 丁目 1 4 番 1 号								
(3) 事業（第 4 条） 健康ふれあい体育館の設置目的を達成するための事業について定める。 ア スポーツの実技指導、研修等に関すること。 イ 運動、学習等を通じた市民の健康の維持増進に関すること。									
(4) 利用時間及び使用料（第 5 条～第 7 条） 健康ふれあい体育館の利用時間等は規則で定めるほか、利用に際しての許可並びに使用料の徴収、減免及び還付について定める。									
(5) 健康ふれあい体育館の管理（第 1 1 条～第 1 6 条） 健康ふれあい体育館の管理を指定管理者に行わせるため、その指定に係る選定及び指定管理者が行う業務の範囲等について定める。									
(6) 指定管理者の選定の特例等（付則第 2 項） 当分の間、尼崎市立武庫健康ふれあい体育館の管理について、現に武庫体育館の管理を行っている者で指定管理者の選定の基準に照らして適当と認められるものを、指定管理者の指定を受けるべきものとして選定することができる。									
3 施行期日 教育委員会規則で定める日 ただし、指定管理者の選定に係る規定については、公布の日									

<令和6年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第 3 1 号	所 管	法人指導課
件 名	尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 改正理由 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 3 1 号）の制定により、令和 6 年 4 月 1 日から、要支援者を行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業者も市の指定を受けて実施できるようになることから、当該指定申請・更新に係る手数料を新たに設定するため、所要の整備を行うもの。					
2 改正内容 (1) 介護予防支援事業者の指定申請手数料について、1 件につき 1 4 , 0 0 0 円とする。 (2) 介護予防支援事業者の指定更新申請手数料について、1 件につき 7 , 0 0 0 円とする。					
3 施行期日 公布の日の翌日					
4 今後の予定 議決後、指定申請を行う事業者からの申請書類の提出及び指定申請手数料の納付を受けて、市から事業者へ指定通知書の交付を行う。					

尼崎市介護保険条例

改正後	現 行
(指定居宅サービス事業者の指定申請手数料等) 第10条 法第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者、法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者は、これらの指定又は更新の申請の際、別表第1に定める手数料を納付しなければならない。	(指定居宅サービス事業者の指定申請手数料等) 第10条 法第70条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者、法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、<u>法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を受けようとする者、法第79条の2第4項において準用する法第79条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者</u>、法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者は、これらの指定又は更新の申請の際、別表第1に定める手数料を納付しなければならない。
<u>(指定居宅介護支援事業者の指定申請手数料等)</u> <u>第11条の2 法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を受けようとする者、法第79条の2第4項において準用する法第79条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者、法第115条の2第1項の規定による指定介護予防支援事業者の指定を受けようとする者又は法第115条の31において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定による当該指定の更新を受けようとする者は、これらの指定又は更新の申請の際、別表第2の2に定める手数料を納付しなければならない。</u>	

別表第 1

種別	手数料
1・2 略	略
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
<u>(削る)</u>	<u>(削る)</u>
<u>3・4</u> 略	略

別表第 2 の 2

種別	手数料
1 指定居宅介護 支援事業者の指 定申請手数料	1 件につき 20, 000 円
2 指定居宅介護 支援事業者の指 定更新申請手 数料	1 件につき 10, 000 円
3 指定介護予防 支援事業者の指 定申請手数料	1 件につき 14, 000 円
4 指定介護予防 支援事業者の指 定更新申請手 数料	1 件につき 7, 0 00 円

別表第 1

種別	手数料
1・2 略	略
3 指定居宅介護 支援事業者の指 定申請手数料	1 件につき 20, 000 円
4 指定居宅介護 支援事業者の指 定更新申請手 数料	1 件につき 10, 000 円
5・6 略	略

<令和6年2月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第 3 2 号	所 管	介護保険事業担当
件 名	尼崎市介護保険条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 改正理由 第 9 期介護保険事業計画の運営期間である令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間の保険料の保険料率及び所得段階を設定するため、所要の整備を行うもの。					
2 改正内容					
(1) 介護保険料の変更 介護保険料算出に係る基準額の年額を「 7 9 , 3 1 0 円」から「 8 9 , 9 1 6 円」に改める。また、低所得者の保険料軽減強化のための特例として、第 1 段階から第 3 段階の保険料の年額を次のとおりとする。 ア 第 1 段階 2 5 , 6 2 7 円 イ 第 2 段階 4 3 , 6 1 0 円 ウ 第 3 段階 6 1 , 5 9 3 円					
(2) 所得段階及び所得段階の判定基準の変更 介護保険料を決定する際の所得段階を「 1 4 段階」から「 1 8 段階」に改めるとともに、所得段階の判定基準について、次のとおり改める。					
所得段階		合計所得金額			
		改正後	現 行		
第 9 段階		320 万円以上 420 万円未満	320 万円以上 400 万円未満		
第 10 段階		420 万円以上 520 万円未満	400 万円以上 600 万円未満		
第 11 段階		520 万円以上 620 万円未満	600 万円以上 800 万円未満		
第 12 段階		620 万円以上 720 万円未満	800 万円以上 1, 000 万円未満		
第 13 段階		720 万円以上 820 万円未満	1, 000 万円以上 1, 200 万円未満		
第 14 段階		820 万円以上 920 万円未満	1, 200 万円以上		
第 15 段階		920 万円以上 1, 020 万円未満			
第 16 段階		1, 020 万円以上 1, 120 万円未満			
第 17 段階		1, 120 万円以上 1, 220 万円未満			
第 18 段階		1, 220 万円以上			
3 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日					

尼崎市介護保険条例

改正後	現 行
(保険料率) 第5条 略 (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>40,912円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>61,593円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>62,043円</u> (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>80,925円</u> (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>89,916円</u> (6) 次のいずれかに該当する者 <u>107,900円</u> イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、この号の額が賦課されたならば保護（同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(2)）に該当する者に限る。以下この条において同じ。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、<u>第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ</u>に該当する者を除く。） (7) 次のいずれかに該当する者 <u>116,891円</u> イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、<u>第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第1</u>	(保険料率) 第5条 略 (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>39,655円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>54,327円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>59,483円</u> (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>71,379円</u> (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>79,310円</u> (6) 次のいずれかに該当する者 <u>95,172円</u> イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、この号の額が賦課されたならば保護（同法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(2)）に該当する者に限る。<u>次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ及び第13号イ</u>において同じ。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ<u>又は第13号イ</u>に該当する者を除く。） (7) 次のいずれかに該当する者 <u>103,103円</u> イ 要保護者であって、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ<u>又は第13号イ</u>に該当する者を除く。）

7号イに該当する者を除く。) (8) 次のいずれかに該当する者 <u>134, 874円</u> イ 要保護者であつて、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、<u>第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ</u>に該当する者を除く。) (9) 次のいずれかに該当する者 <u>152, 858円</u> ア 合計所得金額が320万円以上<u>420万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であつて、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号イ、第11号イ、第12号イ、<u>第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ</u>に該当する者を除く。) (10) 次のいずれかに該当する者 <u>170, 841円</u> ア 合計所得金額が<u>420万円</u>以上520万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であつて、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号イ、第12号イ、<u>第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ</u>に該当する者を除く。) (11) 次のいずれかに該当する者 <u>188, 824円</u> ア 合計所得金額が<u>520万円</u>以上620万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者	(8) 次のいずれかに該当する者 <u>118, 965円</u> イ 要保護者であつて、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ<u>又は第13号イ</u>に該当する者を除く。) (9) 次のいずれかに該当する者 <u>134, 827円</u> ア 合計所得金額が320万円以上<u>400万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であつて、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号イ、第11号イ、第12号イ<u>又は第13号イ</u>に該当する者を除く。) (10) 次のいずれかに該当する者 <u>144, 741円</u> ア 合計所得金額が<u>400万円</u>以上600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であつて、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号イ、第12号イ<u>又は第13号イ</u>に該当する者を除く。) (11) 次のいずれかに該当する者 <u>154, 655円</u> ア 合計所得金額が<u>600万円</u>以上800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
--	--

イ 要保護者であつて、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号イ、<u>第13号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ</u>に該当する者を除く。） (12) 次のいずれかに該当する者 <u>206, 807円</u> ア 合計所得金額が<u>620万円以上720万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であつて、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、<u>次号イ、第14号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ</u>に該当する者を除く。） (13) 次のいずれかに該当する者 <u>215, 799円</u> ア 合計所得金額が<u>720万円以上820万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であつて、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、<u>次号イ、第15号イ、第16号イ又は第17号イ</u>に該当する者を除く。） (14) 次のいずれかに該当する者 <u>224, 790円</u> ア 合計所得金額が<u>820万円以上920万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であつて、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、<u>次号イ、第16号イ又は第17号イ</u>に該当する者を除く。） (15) 次のいずれかに該当する者 <u>233, 7</u>	イ 要保護者であつて、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号イ<u>又は第13号イ</u>に該当する者を除く。） (12) 次のいずれかに該当する者 <u>164, 568円</u> ア 合計所得金額が<u>800万円以上1,000万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であつて、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ<u>又は次号イ</u>に該当する者を除く。） (13) 次のいずれかに該当する者 <u>174, 482円</u> ア 合計所得金額が<u>1,000万円以上1,200万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であつて、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ<u>に</u>該当する者を除く。）
--	---

<u>82円</u> <u>ア 合計所得金額が920万円以上1,020万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</u> <u>イ 要保護者であつて、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号イ又は第17号イに該当する者を除く。）</u> <u>(16) 次のいずれかに該当する者 242,774円</u> <u>ア 合計所得金額が1,020万円以上1,120万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</u> <u>イ 要保護者であつて、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ又は次号イに該当する者を除く。）</u> <u>(17) 次のいずれかに該当する者 251,765円</u> <u>ア 合計所得金額が1,120万円以上1,220万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</u> <u>イ 要保護者であつて、この号の額が賦課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。）</u> <u>(18) 前各号のいずれにも該当しない者 260,757円</u> （第1号被保険者の資格取得、喪失等に伴う保険料額の算定） 第7条 4 保険料の賦課期日（同日後に第1号被保険者の資格を取得した場合にあつては、当該資格を取得した日。以下この項（第2号を除く。）において「賦課期日」という。）後に令第39条第1項第1号イに掲げる者（賦課期日において同号に規定する老齢福祉年金の受給権を	<u>(14) 前各号のいずれにも該当しない者 184,396円</u> （第1号被保険者の資格取得、喪失等に伴う保険料額の算定） 第7条 4 保険料の賦課期日（同日後に第1号被保険者の資格を取得した場合にあつては、当該資格を取得した日。以下この項（第2号を除く。）において「賦課期日」という。）後に令第39条第1項第1号イに掲げる者（賦課期日において同号に規定する老齢福祉年金の受給権を
--	--

有していた者で同号イ（２）に該当するものに限る。）又は同号ロ若しくはニ、同項第２号ロ、第３号ロ、第４号ロ若しくは第５号ロ若しくは第５条第６号イ、第７号イ、第８号イ、第９号イ、第１０号イ、第１１号イ、第１２号イ、<u>第１３号イ、第１４号イ、第１５号イ、第１６号イ若しくは第１７号イ</u>に掲げる者（以下これらの者を「被保護者等」という。）に該当することとなった第１号被保険者に係る保険料額は、次に掲げる額を合計した額とする。 付 則 <u>（令和６年度から令和８年度までの各年度における保険料率の特例）</u> <u>１７ 令和６年度から令和８年度までの各年度における保険料率に係る第５条の規定の適用については、同条第１号中「４０，９１２円」とあるのは「２５，６２７円」と、同条第２号中「６１，５９３円」とあるのは「４３，６１０円」と、同条第３号中「６２，０４３円」とあるのは「６１，５９３円」とする。</u> <u>この場合において、第７条第２項中「第５条」とあるのは、「第５条（付則第１７項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）」とする。</u>	有していた者で同号イ（２）に該当するものに限る。）又は同号ロ若しくはニ、同項第２号ロ、第３号ロ、第４号ロ若しくは第５号ロ若しくは第５条第６号イ、第７号イ、第８号イ、第９号イ、第１０号イ、第１１号イ、第１２号イ若しくは第１３号イに掲げる者（以下これらの者を「被保護者等」という。）に該当することとなった第１号被保険者に係る保険料額は、次に掲げる額を合計した額とする。 付 則
--	--

<令和6年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第 3 3 号	所 管	保育運営課
件 名	尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 改正理由 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 6 号）の制定により、条例で引用している法律の条項に号番号が追加されることに伴い、所要の整備を行うもの。 2 改正内容 児童福祉法から引用している条項について、号番号の追加に対応するための改正を行う。 3 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日					

尼崎市立保育所の設置及び管理に関する条例

改正後	現 行
(入所等の資格) 第 5 条 2 一時預かり保育（災害、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の監護を行う者をいう。以下同じ。）の傷病、保護者の育児に係る負担の軽減等のため、規則で定める保育所、日及び時間帯において、一時的に乳児又は幼児について行われる保育（<u>法第 6 条の 3 第 7 項第 1 号</u>に規定する保育をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を受けることができる者は、本市内に住所を有する乳児（生後 6 月に満たないものを除く。）又は幼児で規則で定める要件を備えるもの（以下「一時預かり対象乳幼児」という。）とする。	(入所等の資格) 第 5 条 2 一時預かり保育（災害、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の監護を行う者をいう。以下同じ。）の傷病、保護者の育児に係る負担の軽減等のため、規則で定める保育所、日及び時間帯において、一時的に乳児又は幼児について行われる保育（<u>法第 6 条の 3 第 7 項</u>に規定する保育をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を受けることができる者は、本市内に住所を有する乳児（生後 6 月に満たないものを除く。）又は幼児で規則で定める要件を備えるもの（以下「一時預かり対象乳幼児」という。）とする。

<令和6年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第 3 4 号	所 管	生活安全課
件 名	尼崎市暴力団排除条例及び尼崎市暴力団排除活動支援基金条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 改正理由 官民一体となった暴力団排除活動に取り組んできたことで、令和4年9月には、複数あった市内の暴力団事務所がゼロになったことから、今後、市内に暴力団事務所の無い状況を維持するにあたり、本市の暴力団の排除の意志と暴力団の進出を許さない姿勢を示し、「市内に二度と暴力団事務所を作らせない」「将来にわたって地域の安全・安心を確保していく」との考え方を体现するため、尼崎市暴力団排除条例の規定の整備を行うもの。 あわせて、暴力団排除活動を推進するにあたり、基金の活用を柔軟に行うことができるようにするため、尼崎市暴力団排除活動支援基金条例の所要の整備を行うもの。					
2 主な改正内容					
(1) 尼崎市暴力団排除条例の改正					
ア 暴力団の排除に対する市の強い姿勢を示すための前文を追加する。					
イ 市全域を暴力団事務所の運営禁止区域とする。					
ウ 上記イに違反したものに対して中止命令を行うことができることとする。					
エ 本条例の目的を達成するために必要と認められるときは、本条例に規定する契約事務において講ずべき措置等の適用を除外することができることとする。					
オ 上記ウの中止命令を行うこと及び上記エの条例の規定を適用除外すること等について調査審議させるため、市長の附属機関として尼崎市暴力団排除推進審議会を設置する。					
カ 上記ウの中止命令に違反した場合及び上記オの審議会委員が職務上知りえた秘密を漏らした場合の罰則の規定を追加する。					
キ 暴力団事務所の運営により、市の平穏な業務の遂行が違法に害されているときは、暴力団事務所の使用等の差止めの請求を行うことを明文化する。					
(2) 尼崎市暴力団排除活動支援基金条例の改正					
ア 題名を「尼崎市暴力団排除基金条例」に改める。					
イ 基金の処分対象について、現行の暴力団排除のための市民活動への支援に加え、市が実施する暴力団排除活動にも活用できるように拡大する。					
3 施行期日					
令和6年4月1日					
ただし、上記2(1)のイ及びカ（中止命令に違反した場合に限る）については、令和6年7月1日					

尼崎市暴力団排除条例（第1条関係）

改正後	現 行
<u>（前文）</u> <u>私たちは、暴力団員による不当な行為の影響を受けず、安全で平穏な社会の中でこそ、個人の自由と権利が保護されるものであり、暴力団のいない中で、安全で平穏な生活を送り、及び事業活動等を行うことは、市民や事業者等全てのものの願いである。</u> <u>我が国では、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律のもと、暴力団の排除に向けた取組が進められてきたものの、本市においては、古くは戦前から暴力団事務所が存在し、長い歴史の中で、度々抗争事件が発生するなど、安全で平穏な市民生活や事業活動等が脅かされてきた。</u> <u>しかしながら、平成30年に暴力団の排除を目的とした市民団体が発足し、市民、事業者、警察及び市が協力して本市における暴力団の排除に取り組んできた結果、令和4年9月に本市内から全ての暴力団事務所がなくなり、暴力団の排除が大きく進んだ。</u> <u>そこで、私たちは、今後においても、暴力団を利用しない、暴力団は必要ないという意志を強く示すとともに、本市内への暴力団の進出を許さない姿勢を貫き、暴力団の排除に関する活動を緩めることなく続けなくてはならない。</u> <u>ここに、私たちは、本市内から暴力団を排除し、将来にわたり、市民生活や事業活動等が暴力団に脅かされることのない、安全で平穏な社会を実現するため、この条例を制定する。</u> （この条例の目的） 第1条 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、<u>暴力団事務所に関する規制その他の必要な措置</u>を定めることにより、<u>暴力団の排除に関する施策</u>を総合的かつ計画的に推進し、もって市民等の安全で平穏な生活	（この条例の目的） 第1条 この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、<u>暴力団の排除に関する施策の基本的事項</u>を定めることにより、<u>当該施策</u>を総合的かつ計画的に推進し、もって市民等の安全で平穏な<u>生活</u>の確保及び本市における

等の確保及び本市における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。 (定義) 第2条 略 (1) 暴力団の排除 暴力団の不当な活動又は暴力団員による不当な行為を防止し、及び暴力団又は暴力団員が市民等の生活、事業活動等に不当な影響を及ぼすことを排除することをいう。 (2) 市民等 市民及び本市の区域内に事務所若しくは事業所を有し、又は本市の区域内で公共の利益を目的とした活動を行う個人又は法人その他の団体（以下「法人等」という。）をいう。 (3) 暴力団事務所 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第15条第1項に規定する事務所をいう。 (4) 暴力団 法第2条第2号に規定する暴力団をいう。 (5) 略 (6) 関係機関等 法第32条の3第1項の規定による兵庫県公安委員会の指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う団体並びに国及び他の地方公共団体をいう。 (7) 略 ウ 次のいずれかに該当する行為をした事業者（法人等を除く。） <u>（削る）</u> <u>（削る）</u> （基本理念）	社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。 (定義) 第2条 略 (1) 暴力団の排除 暴力団の不当な活動又は暴力団員による不当な行為を防止し、及び暴力団又は暴力団員が市民等の生活又は事業活動に不当な影響を及ぼすことを排除することをいう。 (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。 (3) 略 (4) 略 ウ 次のいずれかに該当する行為をした事業者（法人その他の団体（以下「法人等」という。）を除く。） (5) 関係機関等 法第32条の3第1項の規定による兵庫県公安委員会の指定を受けた者その他の暴力団の排除のための活動を行う団体並びに国及び他の地方公共団体をいう。 (6) 市民等 市民並びに本市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人等をいう。 （基本理念）
---	---

第3条 暴力団の排除は、暴力団及び暴力団員が市民等の生活、事業活動等に不当な影響を及ぼすものであるという認識の下に、暴力団及び暴力団員を恐れないこと、暴力団又は暴力団員と交際しないこと、暴力団又は暴力団員を利用しないこと、暴力団又は暴力団員に利益供与をしないこと並びに暴力団事務所の存在を許さないことを基本として、市民等の安全で平穏な生活等の確保及び本市における社会経済活動の健全な発展のために、市、関係機関等及び市民等が緊密に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(契約事務において講ずべき措置)

第7条 市は、契約の締結及びその履行により暴力団の利益になることがないよう、暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者（第17条を除き、以下「暴力団等」という。）に市が施行する競争入札（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する競争入札をいう。）の参加者の資格を与えないことその他暴力団等が市が締結する契約に関与することを排除するために必要な措置を講ずるものとする。

(適用除外)

第12条 第7条から前条までの規定は、第1条の目的を達成するために必要と認められるときは、適用しない。

2 前項の規定の適用に当たっては、市長は、同項に規定するときに該当するかどうかについて、尼崎市暴力団排除推進審議会の意見を聴くものとする。

(暴力団事務所の運営の禁止等)

第13条 暴力団事務所は、本市の区域内において、これを運営してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して暴力団事務所が運営されているときは、その違反に係る暴力団事務所を運営する者に対し、当該暴力団事務所の運営を中止することを命ずること

第3条 暴力団の排除は、暴力団及び暴力団員が市民等の生活又は事業活動に不当な影響を及ぼすものであるという認識の下に、暴力団及び暴力団員を恐れないこと、暴力団又は暴力団員と交際しないこと、暴力団又は暴力団員を利用しないこと並びに暴力団又は暴力団員に利益供与をしないことを基本として、市民等の安全で平穏な生活の確保及び本市における社会経済活動の健全な発展のために、市、関係機関等及び市民等が緊密に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(契約事務において講ずべき措置)

第7条 市は、契約の締結及びその履行により暴力団の利益になることがないよう、暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者（第16条を除き、以下「暴力団等」という。）に市が施行する競争入札（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する競争入札をいう。）の参加者の資格を与えないことその他暴力団等が市が締結する契約に関与することを排除するために必要な措置を講ずるものとする。

ができる。 3 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、<u>尼崎市暴力団排除推進審議会の意見を聴くものとする。</u> 4 市長は、第2項の規定による命令をするために必要があると認めるときは、<u>警察本部長から必要な情報を収集し、又は暴力団員その他の関係者に対して報告若しくは資料の提出を求めることができる。</u> 5 第2項の規定は、<u>暴力団事務所が暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第13条に規定する区域又は地域内で運営されている場合は、適用しない。</u> 6 第1項の規定に違反して暴力団事務所が運営されている場合において、市の平穏な業務の遂行が違法に害されているときは、市は、<u>市民等並びに兵庫県警察及び関係機関等と連携して、その違反に係る暴力団事務所の使用等の差止めの請求を行うものとする。</u> 7 第2項及び前項に規定するもののほか、市は、<u>暴力団事務所の排除に関して、市民等並びに兵庫県警察及び関係機関等と連携して、市民等の安全で平穏な生活等の確保及び本市における社会経済活動の健全な発展に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u> （市民等に対する支援） 第14条 市は、暴力団事務所が運営されないようにするための活動その他の暴力団の排除のための活動に主体的に取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供、助言、<u>暴力団事務所の使用等の差止めの請求に要する費用等に対する助成その他の必要な支援を行うものとする。</u> 第15条 略 （削る） 第16条～第18条 略 （審議会の設置） 第19条 第12条第2項又は第13条第3項	（市民等に対する支援） 第12条 市は、暴力団事務所（暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。）が運営されないようにするための活動その他の暴力団の排除のための活動に主体的に取り組むことができるよう、市民等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。 第13条 略 第14条 削除 第15条～第17条 略
--	--

<u>の規定によりその権限に属させられた事項その他暴力団の排除に関する事項を調査審議させるため、市長の附属機関として、尼崎市暴力団排除推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。</u> <u>（審議会の組織等）</u> <u>第20条 審議会は、委員5人以内で組織する。</u> <u>2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。</u> <u>3 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。</u> <u>4 臨時委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が会長の意見を聴いて委嘱する。</u> <u>5 委員の任期は、2年を超えない範囲内において市長が別に定める期間とする。ただし、再任することを妨げない。</u> <u>6 委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。</u> <u>7 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。</u> <u>8 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u> <u>（会長及び副会長）</u> <u>第21条 審議会に会長及び副会長を置く。</u> <u>2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。</u> <u>3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。</u> <u>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</u> <u>（審議会の招集等）</u> <u>第22条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。</u>	
---	--

<u>2 審議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。</u> <u>3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</u> <u>（意見の聴取等）</u> <u>第23条 審議会は、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は当該者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求めることができる。</u> <u>（審議会の運営の委任）</u> <u>第24条 第20条から前条までに規定するもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。</u> <u>第25条 略</u> <u>（罰則）</u> <u>第26条 次のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は500,000円以下の罰金に処する。</u> <u>(1) 第13条第2項の規定による命令に違反した者</u> <u>(2) 第20条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者</u> <u>（両罰規定）</u> <u>第27条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条第1号の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。</u> <u>2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴</u>	<u>第18条 略</u>
--	----------------------

<u>訟に関する法律の規定を準用する。</u>	
付 則	付 則
<u>（施行期日）</u>	
<u>1 略</u>	略
<u>（審議会の招集の特例）</u>	
<u>2 最初に招集される審議会は、第22条第1</u>	
<u>項の規定にかかわらず、市長が招集する。</u>	

尼崎市暴力団排除活動支援基金条例（第2条関係）

改正後	現 行
(題名) <u>尼崎市暴力団排除基金条例</u> (設置) 第1条 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）<u>第2条第1号に規定する暴力団の排除</u>（以下「暴力団排除」という。）に要する経費の財源を確保するため、<u>尼崎市暴力団排除基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。 <u>(積立額)</u> 第2条 略 (1) <u>暴力団排除</u>に要する経費に充てるための寄付金の額 <u>(運用益金の処理)</u> 第5条 略	(題名) <u>尼崎市暴力団排除活動支援基金条例</u> (設置) 第1条 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）<u>第12条の規定による支援</u>（以下「支援」という。）に要する経費の財源を確保するため、<u>尼崎市暴力団排除活動支援基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。 <u>(基金の額)</u> 第2条 略 (1) <u>支援</u>に要する経費に充てるための寄付金の額 <u>(基金への編入)</u> 第5条 略

<令和6年2月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第 3 5 号	所 管	開発指導課
件 名	尼崎市屋外広告物条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 改正理由 本市においては、景観面及び安全面への配慮の観点から、原則として公共施設や住居専用地域等に屋外広告物を設置することはできないこととしている。 今後、本市が所有し、又は管理する公共施設等に、景観面及び安全面に配慮したうえで、民間事業者の屋外広告物を設置することを可能とし、その広告料を公共施設等の維持管理や地域の活性化に資する取組の実施に要する費用に充てられるものとするすることで、本市公共施設等を核とした地域の魅力の向上等に寄与するため、規定の整備を行うもの。					
2 主な改正内容 (1) 公共施設への民間事業者の屋外広告物の設置 本市が所有し、又は管理する公共施設に設置する民間事業者の屋外広告物で、その設置の対価として民間事業者から本市等に支払われる金銭が、公共的な取組の実施に要する費用に充てられるものは、条例の規定（要許可、総表示面積の規制、設置禁止地域及び設置禁止物件に係るもの）の適用を除外することができる規定を追加する。 (2) 自治会等による屋外広告物の設置禁止地域内への民間事業者の屋外広告物の設置 自治会等が所有し、又は管理する土地・建物等に設置する民間事業者の屋外広告物で、その掲載の対価として民間事業者から当該自治会等に支払われる金銭が、公共的な取組の実施に要する費用に充てられる場合で、かつ、市長の許可を受けた場合には、条例の規定（設置禁止地域に係るもの）の適用を除外することができる規定を追加する。					
3 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日					

尼崎市屋外広告物条例

改正後	現 行
(許可の期間及び条件) 第 1 1 条 2 前項の許可の期間は、<u>3年を超えない範囲内</u>において市長が定める。 <u>(取付完了の届出)</u> 第 1 2 条の 2 <u>規則で定める広告物等について第 8 条又は第 1 8 条第 3 項の許可を受けた者は、当該許可に係る当該広告物等の取付けを完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</u> <u>(変更等許可等)</u> 第 1 3 条 第 8 条又は第 1 8 条第 3 項の許可<u>(この項に規定する変更等許可及び次項に規定する更新許可を含む。以下「この条例の規定による許可」という。)</u>を受けた者は、当該<u>この条例の規定による許可に係る広告物の内容を変更し、又は当該この条例の規定による許可に係る広告物等を改造し、若しくは移転しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その変更、改造又は移転についての市長の許可（以下「変更等許可」という。）</u>を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときは、この限りでない。 2 <u>この条例の規定による許可を受けた者は、当該この条例の規定による許可の期間の満了後引き続き当該この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置しようとするときは、規則で定めるところにより、当該この条例の規定による許可の更新についての市長の許可（以下「更新許可」という。）</u>を受けなければならない。 3 第 9 条第 1 項、第 1 0 条第 1 項及び第 1 1 条から前条までの規定は、<u>変更等許可</u>について準用する。	(許可の期間及び条件) 第 1 1 条 2 前項の許可の期間は、<u>2年以内</u>において市長が定める。 <u>(変更等の許可等)</u> 第 1 3 条 第 8 条又は第 1 8 条第 3 項の許可を受けた者は、当該許可に係る広告物の内容に<u>変更を加え、又は広告物等を改造し、若しくは移転しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ変更等の許可</u>を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときは、この限りでない。 2 第 8 条又は第 1 8 条第 3 項の許可を受けた者は、<u>当該許可の期間の満了後、更に継続して当該許可に係る広告物等を表示し、又は設置しようとするときは、規則で定めるところにより、規則で定める期日までに許可の更新の申請をし、許可</u>を受けなければならない。 3 第 9 条第 1 項、第 1 0 条第 1 項及び前 2 条の規定は、<u>第 1 項の変更等の許可</u>について準用する。

4 第9条第1項、第10条第1項、<u>第11条及び第12条</u>の規定は、<u>更新許可</u>について準用する。この場合において、第10条第1項中「<u>広告物等が別に定める基準に適合する場合であって、地域の良好な景観の形成に資し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれがないと認める</u>」とあるのは、「<u>第13条第2項に規定する更新許可に係る広告物等の内容と従前の同条第1項に規定するこの条例の規定による許可に係る広告物等の内容とが同一である</u>」と読み替えるものとする。 (禁止地域等) 第15条 略 (7) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園の区域及びその他の公園、緑地等の公共空地の<u>区域</u>（市長が指定する区域に限る。） 2 市長は、前項第1号、第2号及び第6号から第9号までの規定により区域を、同項第12号の規定により地域又は場所を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。<u>その指定に係る区域、地域又は場所を変更しようとするときも、同様とする。</u> 3 市長は、第1項第1号、第2号及び第6号から第9号までの規定により区域を、同項第12号の規定により地域又は場所を指定したときは、その旨を告示するものとする。<u>その指定に係る区域、地域又は場所を変更したときも、同様とする。</u> (適用除外) 第18条 次の各号に掲げる広告物等（<u>第5号</u>に掲げる広告物等にあつては、<u>市長の認定を受けたもの</u>に限る。）については、第8条、第14条、第15条第1項及び第16条第1項から第3項までの規定は、適用しない。 (5) 市が所有し、又は管理する土地又は建物	4 第9条第1項、第10条第1項<u>及び前2条</u>の規定は、<u>第2項の許可の更新</u>について準用する。この場合において、第10条第1項中「<u>広告物等が別に定める基準に適合する場合であって、地域の良好な景観の形成に資し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれがないと認める</u>」とあるのは、「<u>許可の更新に係る広告物等の内容と従前の許可に係る広告物等の内容とが同一である</u>」と読み替えるものとする。 (禁止地域等) 第15条 略 (7) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園の区域及びその他の公園、緑地等の公共空地の<u>うち、市長が指定する区域</u> 2 市長は、前項第1号、第2号及び第6号から第9号までの規定により区域を、同項第12号の規定により地域又は場所を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。<u>区域又は地域若しくは場所を変更しようとするときも、同様とする。</u> 3 市長は、第1項第1号、第2号及び第6号から第9号までの規定により区域を、同項第12号の規定により地域又は場所を指定したときは、その旨を告示するものとする。<u>区域又は地域若しくは場所を変更したときも、同様とする。</u> (適用除外) 第18条 次の各号に掲げる広告物等（<u>第2号</u>に掲げる広告物等にあつては、<u>規則で定めるところにより市長に届け出たもの</u>に限る。）については、第8条、第14条、第15条第1項及び第16条第1項から第3項までの規定は、適用しない。
--	---

<u>その他の物件（以下「市所有土地等」という。）に表示し、又は設置する広告物等（自家用広告物等又は管理用広告物等に該当するものを除く。以下この号において同じ。）で、当該広告物等に係る広告料として市（当該広告物等の表示又は設置に係る市所有土地等を管理する権限を有するものとして市長その他の市の機関が指定するものを含む。）に支払われる金銭が当該市所有土地等の維持管理その他の市長が別に定める公益的な取組の実施に要する費用に充てられるもの</u> 2 次の各号に掲げる広告物等については、第8条及び第15条第1項の規定は、適用しない。 3 次の各号に掲げる広告物等でその表示又は設置について<u>市長の許可を受けたもの</u>については、第15条第1項の規定は、適用しない。 <u>(6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体、商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する組合、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体で、市長の登録を受けたもの（以下この号において「登録団体」という。）が表示し、又は設置する広告物等（自家用広告物等又は管理用広告物等に該当するものを除く。以下この号において同じ。）で、次に掲げる要件の全てを満たすもの</u> <u>ア 当該広告物等に係る広告料として当該登録団体に支払われる金銭が、当該登録団体による地域における公益的な取組（市長が別に定めるものに限る。）の実</u>	2 次の各号に掲げる広告物等（<u>第9号に掲げる広告物等にあつては、規則で定めるところにより市長に届け出たものに限る。</u>）については、第8条及び第15条第1項の規定は、適用しない。 3 次の各号に掲げる広告物等でその表示又は設置について<u>市長の許可を受けたもの</u>については、第15条第1項の規定は、適用しない。
---	--

<u>施に要する費用に充てられること。</u> <u>イ 規則で定める基準に適合すること。</u> (経過措置) 第19条 一の地域若しくは場所（以下「一の地域等」という。）において表示され、若しくは設置されている広告物等が第14条の規定に適合しないこととなった際現に当該一の地域等において適法に表示され、又は設置されている広告物等については、その同条の規定に適合しないこととなった日（以下「基準日」という。）から1年間（この条例の規定による許可を受けていた広告物等で、基準日における当該この条例の規定による許可の残存期間が1年を超えるもの及び規則で定める堅固な広告物等にあつては、規則で定める期間。以下「猶予期間」という。）は、<u>同条</u>の規定は、適用しない。当該猶予期間内にこの条例の規定による許可の申請があつた場合において、当該猶予期間が経過したときは、当該申請に対する処分がなされる日まで、同様とする。 2 前項の規定は、一の地域等が禁止地域等となった場合について準用する。この場合において、同項中「同条の規定に適合しないこと」とあるのは「禁止地域等」と、「<u>同条</u>」とあるのは「、第15条第1項」と読み替えるものとする。 3 第1項の規定は、一の物件が禁止物件となった場合について準用する。この場合において、同項中「現に当該一の地域等において」とあるのは「現に」と、「同条の規定に適合しないこと」とあるのは「禁止物件」と、「<u>同条</u>」とあるのは「、第16条第1項」と読み替えるものとする。 (広告物等管理者の設置等)	(経過措置) 第19条 一の地域若しくは場所（以下「一の地域等」という。）において表示され、若しくは設置されている広告物等が第14条の規定に適合しないこととなった際現に当該一の地域等において適法に表示され、又は設置されている広告物等については、その同条の規定に適合しないこととなった日（以下「基準日」という。）から1年間（<u>第8条又は第18条第3項の許可（第13条第1項の変更等の許可及び同条第2項の許可の更新を含む。以下「この条例の規定による許可」という。）</u>を受けていた広告物等で、基準日における当該この条例の規定による許可の残存期間が1年を超えるもの及び規則で定める堅固な広告物等にあつては、規則で定める期間。以下「猶予期間」という。）は、<u>第14条</u>の規定は、適用しない。当該猶予期間内にこの条例の規定による許可の申請があつた場合において、当該猶予期間が経過したときは、当該申請に対する処分がなされる日まで、同様とする。 2 前項の規定は、一の地域等が禁止地域等となった場合について準用する。この場合において、同項中「同条の規定に適合しないこと」とあるのは「禁止地域等」と、「<u>第14条</u>」とあるのは「、第15条第1項」と読み替えるものとする。 3 第1項の規定は、一の物件が禁止物件となった場合について準用する。この場合において、同項中「現に当該一の地域等において」とあるのは「現に」と、「同条の規定に適合しないこと」とあるのは「禁止物件」と、「<u>第14条</u>」とあるのは「、第16条第1項」と読み替えるものとする。 (広告物等管理者の設置等)
--	---

第20条 この条例の規定による許可に係る<u>広告物等</u>（以下この条において「<u>許可広告物等</u>」という。）を表示し、又は設置する<u>者</u>（以下この条において「<u>許可広告物表示者等</u>」という。）は、その表示又は設置に係る<u>許可広告物等について</u>、<u>広告物等を管理する者</u>（以下「<u>広告物等管理者</u>」という。）を置かなければならない。 2 <u>次のいずれかに該当する許可広告物等については、その管理に係る広告物等管理者は、当該号に定める者でなければならない。</u> (1) <u>規則で定める許可広告物等 規則で定める資格を有する者</u> (2) <u>本市の区域内に住所、事業所又は営業所を有しない許可広告物表示者等が表示し、又は設置する許可広告物等 当該許可広告物等を表示し、又は設置する場所に1時間以内に到達することができる区域として市長が適当と認める区域内に住所又は勤務場所を有する者</u> 3 <u>許可広告物表示者等は、第1項の規定により広告物等管理者を置いたときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。広告物等管理者を変更し、又は廃止したときも、同様とする。</u> 4 <u>許可広告物表示者等に変更があったときは、その表示又は設置に係る許可広告物等について新たに許可広告物表示者等となった者は、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。</u> 5 <u>許可広告物表示者等及び第1項の規定により当該許可広告物表示者等が置いた広告物等管理者は、その氏名又は住所（許可広告物表示者等が法人である場合は、その名称若しくは主たる事務所の所在地又はその代表者の氏名）を変更したときは、規則で定めるところ</u>	第20条 この条例の規定による許可に係る<u>広告物等</u>を表示し、又は設置する<u>者は</u>、<u>広告物等を管理する者</u>（以下「<u>広告物等管理者</u>」という。）を置かなければならない。 2 <u>広告物等を表示し、又は設置する者は、市内に住所、事業所又は営業所を有しない場合においては、市内又は本市に隣接する市に住所を有する者を広告物等管理者としなければならない。</u> 3 <u>この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者は、広告物等管理者を置いたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。広告物等管理者を変更し、又は廃止したときも、同様とする。</u> 4 <u>この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者に変更があったときは、新たに当該広告物等を表示し、又は設置する者となった者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</u> 5 <u>この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者及び広告物等管理者は、その氏名又は住所（広告物等を表示し、又は設置する者が法人である場合は、その名称若しくは主たる事務所の所在地又はその代表者の氏名）を変更したときは、規則で</u>
--	--

により、速やかに、<u>その旨</u>を市長に届け出なければならない。 6 <u>許可広告物表示者等又は第1項の規定により当該許可広告物表示者等が置いた広告物等管理者は、その表示、設置又は管理に係る許可広告物等が滅失したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。</u> (管理義務) 第21条 <u>広告物等を表示し、若しくは設置する者又は前条第1項の規定により当該者が置いた広告物等管理者（以下この条において「広告物表示者等」という。）は、市長が別に定めるところにより、その表示、設置又は管理に係る広告物等の劣化及び損傷の状況についての点検を行わなければならない。</u> 2 <u>規則で定める広告物等に限り、前項の規定による点検は、広告物表示者等が規則で定める資格を有していないときは、これを当該資格を有する者に行わせなければならない。</u> 3 <u>第1項に規定するもののほか、広告物表示者等は、その表示、設置又は管理に係る広告物等に関して補修その他必要な管理を怠らないようにし、これを良好な状態に保持しなければならない。</u> (業務主任者の選任) 第42条 略 (2) 広告物等の表示及び設置に関して必要な知識を修得させることを目的とする講習会（以下「講習会」という。）であって、都道府県、指定都市（地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。）又は中核市（同法第252条の2第1項に規定する中核市をいう。）が開催するものの課程を修了した者 第52条 略 (1) 第8条の許可（<u>更新許可を含む。</u>）を得	定めるところにより、速やかに<u>その旨</u>を市長に届け出なければならない。 6 <u>この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等管理者は、当該広告物等が滅失したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。</u> (管理義務) 第21条 <u>広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等管理者は、当該広告物等に関して補修その他必要な管理を怠らないようにし、これを良好な状態に保持しなければならない。</u> (業務主任者の選任) 第42条 略 (2) 広告物等の表示及び設置に関して必要な知識を修得させることを目的とする講習会（以下「講習会」という。）であって、都道府県、指定都市（地方自治法<u>（昭和22年法律第67号）</u>第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。）又は中核市（同法第252条の2第1項に規定する中核市をいう。）が開催するものの課程を修了した者 第52条 略 (1) 第8条の許可（<u>第13条第2項の許可の</u>
---	---

ないで広告物等を表示し、又は設置した者	<u>更新</u> を含む。) を得ないで広告物等を表示し、又は設置した者
---------------------	---------------------------------------

<令和6年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第 3 6 号	所 管	建築指導課
件 名	尼崎市建築物等関係事務手数料条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 改正理由 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 5 年政令第 2 8 0 号）の制定により、接道義務や道路内建築制限の既存不適格となっている建築物について、大規模修繕等をする場合に、現行規定が適用されることにより大規模修繕等を断念せざるを得ないといった課題に対応するため、安全性等の確保を前提に接道義務等の適用を除外することができる認定制度が創設されることに伴い、当該認定申請に対する審査に係る手数料を新たに設定するもの。 また、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 9 号）等の制定により、条例で引用している法律等の題名が改正されることに伴い、所要の整備を行うもの。					
2 改正内容 (1) 既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合の接道義務や道路内建築制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査に係る手数料の規定を追加し、1 件につき 2 7, 0 0 0 円とする。 (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の題名の変更に対応するための改正を行う。					
3 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日					

尼崎市建築物等関係事務手数料条例

改正後	現 行
(手数料を徴収する事務及び手数料の額) 第2条 略 (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）又は<u>建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の規定に基づく事務で別表第1に掲げるもの</u> 同表に定める額 (9) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）の規定に基づく事務で別表第9に掲げるもの</u> 同表に定める額 別表第1 5 法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく建築物（<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この表において「省エネ判定」という。）を受けた部分を含むものに限る。）に関する完了の検査</u> 前項の表に定める額に次表に定める額を加えて得た額 <u>52 建築基準法施行令第137条の12第6項又は第7項の規定に基づく既存建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する審査 1件につき27,000円</u> 別表第9 1 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下この表において「法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この表において「確保計画」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この表において「省エネ判定」という。）の申請、法第12条第2項後段又は第13条第3項後段の規定に基づく変更後の確保計画に係る省エネ判定の申請（以下こ</u>	(手数料を徴収する事務及び手数料の額) 第2条 略 (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）<u>の規定に基づく事務で別表第1に掲げるもの</u> 同表に定める額 (9) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）の規定に基づく事務で別表第9に掲げるもの</u> 同表に定める額 別表第1 5 法第7条第4項又は第18条第17項の規定に基づく建築物（<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この表において「省エネ判定」という。）を受けた部分を含むものに限る。）に関する完了の検査</u> 前項の表に定める額に次表に定める額を加えて得た額 別表第9 1 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「法」という。）第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この表において「確保計画」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下この表において「省エネ判定」という。）の申請、法第12条第2項後段又は第13条第3項後段の規定に基づく変更後の確保計画に係る省エネ判定の申請（以下こ</u>

の表において「変更判定申請」という。)又は<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>(以下この表において「省令」という。)第11条の規定に基づく確保計画の変更(以下この項において「計画変更」という。)が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の請求(以下この項において「交付請求」という。)に対する審査 次表に定める額	の表において「変更判定申請」という。)又は<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u>(以下この表において「省令」という。)第11条の規定に基づく確保計画の変更(以下この項において「計画変更」という。)が軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の請求(以下この項において「交付請求」という。)に対する審査 次表に定める額
---	---

<令和6年2月定例会>

種 別	条 例	番 号	議案第 3 7 号	所 管	建築指導課
件 名	尼崎臨海西部拠点地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例及び尼崎市 J R 塚口駅東地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 改正理由 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 5 年政令第 2 8 0 号）の制定により、条例で引用している政令の項番号が変更されることに伴い、所要の整備を行うもの。 2 改正内容 建築基準法施行令から引用している条項について、項番号のずれに対応するための改正を行う。 3 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日					

尼崎臨海西部拠点地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例

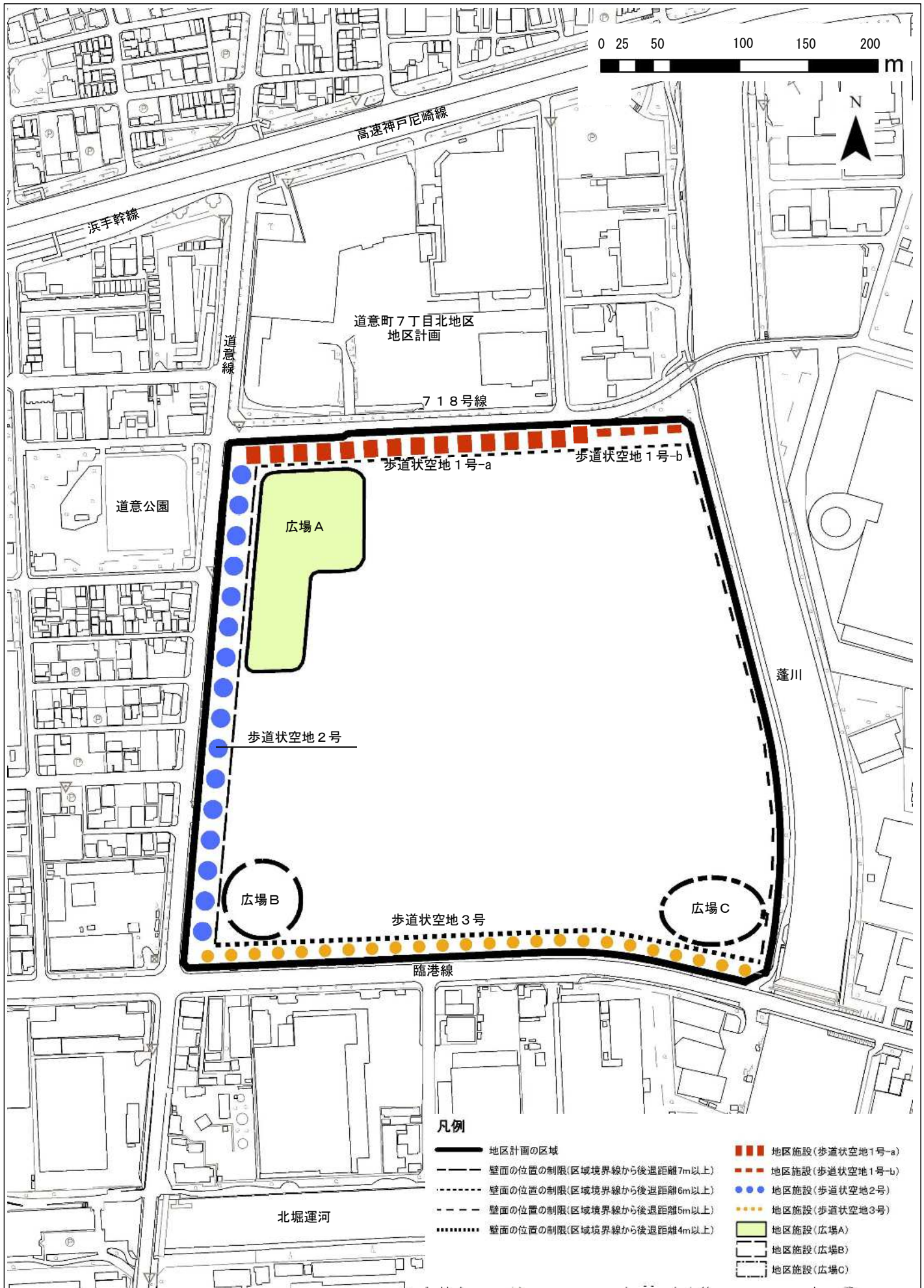
改正後	現 行
(建築物等の用途) 第3条 適用区域(緑地地区を除く。以下この条において同じ。)内においては、法第51条に規定する建築物、法別表第2(る)項第1号及び第2号に掲げる建築物並びに建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)<u>第138条第4項第5号</u>に掲げる工作物は、建築してはならない。ただし、市長が適用区域の特性に応じた合理的な土地利用の促進を図るため特に必要があり、かつ、適正な都市機能と健全な都市環境を害するおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。	(建築物等の用途) 第3条 適用区域(緑地地区を除く。以下この条において同じ。)内においては、法第51条に規定する建築物、法別表第2(る)項第1号及び第2号に掲げる建築物並びに建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)<u>第138条第3項第5号</u>に掲げる工作物は、建築してはならない。ただし、市長が適用区域の特性に応じた合理的な土地利用の促進を図るため特に必要があり、かつ、適正な都市機能と健全な都市環境を害するおそれがないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

尼崎市ＪＲ塚口駅東地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例

改正後	現 行
(建築物等の用途) 第３条 ３ 適用区域内においては、<u>令第１３８条第４項第５号</u>に掲げる工作物(土木事業その他の事業において一時的に使用するためのもの及び建築物の敷地(同項に規定する敷地をいう。))と同一の敷地内にあるものを除く。)は、築造してはならない。	(建築物等の用途) 第３条 ３ 適用区域内においては、<u>令第１３８条第３項第５号</u>に掲げる工作物(土木事業その他の事業において一時的に使用するためのもの及び建築物の敷地(同項に規定する敷地をいう。))と同一の敷地内にあるものを除く。)は、築造してはならない。

<令和6年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第 3 8 号	所 管	建築指導課
件 名	尼崎市道意町 7 丁目中地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例について				
内 容					
1 制定理由 尼崎市道意町 7 丁目中地区地区計画については、本地区内の操業環境の保全を基本としつつ、歩道状空地及び広場等を設置することにより、地域住民、環境等に配慮した安全で快適な産業用地を創出することを目標に、都市計画審議会による審議等、所定の手続きを経て都市計画決定されたところである。 本地区計画の実現を目的に、計画で定められた建築物の用途の制限や壁面の位置の制限等について、建築基準法第 6 8 条の 2 第 1 項の規定に基づく条例を制定するもの。					
2 主な制定内容 (1) この条例の目的（第 1 条） 裏面別図の地区計画の区域をこの条例の適用区域とし、適用区域内における建築物の用途及び構造に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保する。 (2) 建築物の用途（第 2 条） 建築基準法別表第 2（る）項第 1 号及び第 2 号に掲げる建築物（火薬類の製造を営む工場、消防法に定める危険物の製造を営む工場等）は、原則、建築してはならないこととする。 (3) 壁面の位置の制限（第 3 条） 建築物の外壁又はこれに代わる柱は、地区計画に定められた壁面の位置の制限に反して建築してはならないこととする。					
3 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日					



<令和6年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第 3 9 号	所 管	消防局企画管理課
件 名	尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 改正理由					
非常勤消防団員等に係る公務等による死亡、負傷等の損害については、消防組織法等において市町村が補償することが義務付けられているが、令和6年4月1日より、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されることに伴い、所要の整備を行うもの。					
2 改正内容					
(1) 非常勤消防団員					
補償基礎額を次のとおり改める。					
階級	勤務年数	改正後	現行		
団長及び副 団長	1 0 年未満	1 2 , 5 0 0 円	1 2 , 4 4 0 円		
	1 0 年以上 2 0 年未満	1 3 , 3 5 0 円	1 3 , 3 2 0 円		
	2 0 年以上	1 4 , 2 0 0 円	1 4 , 2 0 0 円		
分団長及び 副分団長	1 0 年未満	1 0 , 8 0 0 円	1 0 , 6 7 0 円		
	1 0 年以上 2 0 年未満	1 1 , 6 5 0 円	1 1 , 5 5 0 円		
	2 0 年以上	1 2 , 5 0 0 円	1 2 , 4 4 0 円		
部長、班長 及び団員	1 0 年未満	9 , 1 0 0 円	8 , 9 0 0 円		
	1 0 年以上 2 0 年未満	9 , 9 5 0 円	9 , 7 9 0 円		
	2 0 年以上	1 0 , 8 0 0 円	1 0 , 6 7 0 円		
(2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者及び応急措置業務従事者 補償基礎額の最低額を「8, 9 0 0 円」から「9, 1 0 0 円」に改める。					
3 施行期日					
令和6年4月1日					

尼崎市消防団員等公務災害補償条例

改正後	現 行																																						
(補償基礎額) 第 5 条 2 略 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置業務従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が、次のいずれかに該当する場合 <u>9, 1 0 0 円</u>(当該額が当該消防作業従事者等の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときにあつては、<u>9, 1 0 0 円</u>を超え、かつ、1 4, 2 0 0 円を超えない範囲内において市長が定める額) 別表第 1 補償基礎額表 <table><tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="3">勤務年数</th></tr><tr><th>10 年未満</th><th>10 年以上 20 年未満</th><th>20 年以上</th></tr><tr><td>団長及び副団長</td><td><u>12, 500 円</u></td><td><u>13, 350 円</u></td><td>14, 200 円</td></tr><tr><td>分団長及び副分団長</td><td><u>10, 800 円</u></td><td><u>11, 650 円</u></td><td><u>12, 500 円</u></td></tr><tr><td>部長、班長及び団員</td><td><u>9, 100 円</u></td><td><u>9, 950 円</u></td><td><u>10, 800 円</u></td></tr></table>	階級	勤務年数			10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上	団長及び副団長	<u>12, 500 円</u>	<u>13, 350 円</u>	14, 200 円	分団長及び副分団長	<u>10, 800 円</u>	<u>11, 650 円</u>	<u>12, 500 円</u>	部長、班長及び団員	<u>9, 100 円</u>	<u>9, 950 円</u>	<u>10, 800 円</u>	(補償基礎額) 第 5 条 2 略 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者又は応急措置業務従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が、次のいずれかに該当する場合 <u>8, 9 0 0 円</u>(当該額が当該消防作業従事者等の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときにあつては、<u>8, 9 0 0 円</u>を超え、かつ、1 4, 2 0 0 円を超えない範囲内において市長が定める額) 別表第 1 補償基礎額表 <table><tr><th rowspan="2">階級</th><th colspan="3">勤務年数</th></tr><tr><th>10 年未満</th><th>10 年以上 20 年未満</th><th>20 年以上</th></tr><tr><td>団長及び副団長</td><td><u>12, 440 円</u></td><td><u>13, 320 円</u></td><td>14, 200 円</td></tr><tr><td>分団長及び副分団長</td><td><u>10, 670 円</u></td><td><u>11, 550 円</u></td><td><u>12, 440 円</u></td></tr><tr><td>部長、班長及び団員</td><td><u>8, 900 円</u></td><td><u>9, 790 円</u></td><td><u>10, 670 円</u></td></tr></table>	階級	勤務年数			10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上	団長及び副団長	<u>12, 440 円</u>	<u>13, 320 円</u>	14, 200 円	分団長及び副分団長	<u>10, 670 円</u>	<u>11, 550 円</u>	<u>12, 440 円</u>	部長、班長及び団員	<u>8, 900 円</u>	<u>9, 790 円</u>	<u>10, 670 円</u>
階級		勤務年数																																					
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上																																				
団長及び副団長	<u>12, 500 円</u>	<u>13, 350 円</u>	14, 200 円																																				
分団長及び副分団長	<u>10, 800 円</u>	<u>11, 650 円</u>	<u>12, 500 円</u>																																				
部長、班長及び団員	<u>9, 100 円</u>	<u>9, 950 円</u>	<u>10, 800 円</u>																																				
階級	勤務年数																																						
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上																																				
団長及び副団長	<u>12, 440 円</u>	<u>13, 320 円</u>	14, 200 円																																				
分団長及び副分団長	<u>10, 670 円</u>	<u>11, 550 円</u>	<u>12, 440 円</u>																																				
部長、班長及び団員	<u>8, 900 円</u>	<u>9, 790 円</u>	<u>10, 670 円</u>																																				

<令和6年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第 4 0 号	所 管	予防課
件 名	尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1 主な改正理由 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 9 号）の制定により、建築基準法における建築物の主要構造部に係る防火規制の合理化が行われ、令和 6 年 4 月 1 日から、耐火性能が要求される建築物において、特定主要構造部（防火上及び避難上支障がない部分以外の部分）のみを耐火構造とした建築物の建築が可能となる。 これに伴い、消防法施行令で定める消防用設備等の技術基準に係る規定が改正されるため、条例に規定する消防用設備の技術上の基準の付加に係る規定について所要の整備を行うもの。 2 主な改正内容 屋内消火栓設備及び自動火災報知設備の設置義務の対象となる建築物における最小設置義務面積（設置が必要となる最小の面積）を緩和する規定について、「主要構造部を耐火構造」としている部分を「特定主要構造部を耐火構造」に改める。 3 施行期日 令和 6 年 4 月 1 日					

尼崎市火災予防条例

改正後	現 行
(炉) 第 3 条 3 入力 3 5 0 キロワット以上の炉にあつては、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり又は屋根。第 3 0 条の 3 第 2 項、<u>第 3 8 条第 1 項第 1 号、第 4 0 条第 3 項及び第 4 1 条第 1 項を除き、</u>以下同じ。）で区画され、かつ、窓及び出入口等に防火戸（建築基準法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）を設けた室内に設けること。ただし、炉の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障がない場合においては、この限りでない。 （屋内消火栓設備に関する基準） 第 3 8 条 略 <u>(1) 令別表第 1 (16) 項に掲げる防火対象物で、その延べ面積が、次に掲げる防火対象物の区分に応じ当該アからウまでに定める面積以上のもの</u> <u>ア 特定主要構造部（建築基準法第 2 条第 9 号の 2 イに規定する特定主要構造部をいう。以下同じ。）を耐火構造とし、かつ、壁及び天井（天井のない場合にあつては、屋根。以下この号において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この号において同じ。）の仕上げを難燃材料でした防火対象物 3, 0 0 0 平方メートル</u> <u>イ 特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物（アに該当するものを除く。）及び建築基準法第 2 条第 9 号の 3 イ又はロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でした防火対象物 2, 0 0 0 平</u>	(炉) 第 3 条 3 入力 3 5 0 キロワット以上の炉にあつては、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり又は屋根。第 3 0 条の 3 第 2 項、第 4 0 条第 3 項及び第 4 1 条第 1 項を除き、以下同じ。）で区画され、かつ、窓及び出入口等に防火戸（建築基準法第 2 条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）を設けた室内に設けること。ただし、炉の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障がない場合においては、この限りでない。 （屋内消火栓設備に関する基準） 第 3 8 条 略 <u>(1) 令別表第 1 (16) 項に掲げる防火対象物で、延べ面積が、主要構造部を耐火構造としかつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でした防火対象物にあつては 3, 0 0 0 平方メートル以上、主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物又は建築基準法第 2 条第 9 号の 3 イ若しくはロのいずれかに該当し、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でした防火対象物にあつては 2, 0 0 0 平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては 1, 0 0 0 平方メートル以上のもの</u>

<u>方メートル</u> <u>ウ ア及びイのいずれにも該当しない防火対象物 1, 0 0 0平方メートル</u> (2) <u>令別表第1各項に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が5以上のもの(次のいずれかに該当する防火対象物を除く。)</u> <u>ア 特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物又は建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部が不燃材料で造られている防火対象物で、地階を除く5階以上の階の部分の床面積の合計が1 0 0平方メートル(当該部分の全部の用途が共同住宅である場合にあっては、2 0 0平方メートル) 以下であるもの</u> <u>イ 特定主要構造部を耐火構造とした防火対象物で、地階を除く5階以上の階の部分が床面積の合計1 0 0平方メートル(当該部分のうち共同住宅の住戸である部分にあっては、2 0 0平方メートル) 以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているもの</u> 2 前項の規定により設ける屋内消火栓設備は、令第11条第3項第2号及び第4項並びに省令第12条第2項(その設置に係る防火対象物又はその部分が令別表第1(12)項イ又は(14)項に掲げる防火対象物の用途に供される場合においては、当該用途に供される部分については、令第11条第3項第1号及び第4項並びに省令第12条第1項)の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。 3 第1項又は令第11条第1項及び第2項の規定により地階を除く<u>5階以上の各階</u>に屋内消火栓設備を設けることを要し、かつ、当該各階において屋内消火栓設備を2個以上設けることを要しない防火対象物に係る屋内消火栓設備の水源は、その水量が、当該各階において屋内消火栓設備を2個使用し	(2) <u>令別表第1各項に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が5以上のもの(主要構造部を耐火構造とし、若しくは不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が1 0 0平方メートル以下のもの、又は主要構造部が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積の合計1 0 0平方メートル以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。)</u> 2 前項の規定により設ける屋内消火栓設備は、令第11条第3項第2号及び第4項並びに省令第12条第2項(<u>前項に規定する防火対象物又はその部分が令別表第1(12)項イ又は(14)項に掲げる防火対象物</u>又はその部分である場合においては、<u>当該防火対象物又はその部分</u>については、令第11条第3項第1号及び第4項並びに省令第12条第1項)の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。 3 第1項又は令第11条第1項及び第2項の規定により地階を除く<u>階数が5以上の階</u>に屋内消火栓設備を<u>設け</u>、かつ、当該<u>5以上の各階</u>において屋内消火栓設備を2個以上設けることを要しない防火対象物に係る屋内消火栓設備の水源は、その水量が、当該<u>5以上のいずれの階</u>においてもその階に設け
--	---

た<u>ならば</u>20分間連続して放水することが<u>できることとなる</u>量以上の量となるように設けなければならない。 (自動火災報知設備に関する基準) 第40条 略 (1) 令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物 (<u>特定主要構造部</u>を耐火構造としたもの及び建築基準法第2条第9号の3イ又は口のいずれかに該当するものを除く。)で、その延べ面積が200平方メートル以上であるもの (2) 小規模特定用途複合防火対象物(省令第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物をいう。以下同じ。)で令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するもの(<u>特定主要構造部</u>を耐火構造としたもの及び建築基準法第2条第9号の3イ又は口のいずれかに該当するものを除く。)のうち、その延べ面積が200平方メートル以上であり、かつ、当該用途に供される部分の床面積の合計が当該延べ面積の10分の9以上であるもの (3) 小規模特定用途複合防火対象物又は令別表第1(16)項口に掲げる防火対象物(<u>特定主要構造部</u>を耐火構造としたもの及び建築基準法第2条第9号の3イ又は口のいずれかに該当するものを除く。)のうち、同表(12)項又は(14)項に掲げる用途に供する部分の上階を同表(5)項口に掲げる用途に供するもので、その延べ面積が300平方メートル以上であるもの 3 第1項又は令第21条第1項の規定により<u>防火対象物</u>でその延べ面積が600平方メートル(主要な出入口からその内部を見通すことができる<u>防火対象物</u>にあっては、1,000平方メートル)以上であるものに設ける自動火災報知設備は、天井の屋内に面する	<u>る</u>屋内消火栓設備を2個使用したとした場合に、20分間放水することが<u>できる</u>量以上の量となるように設けなければならない。 (自動火災報知設備に関する基準) 第40条 略 (1) 令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物 (<u>主要構造部</u>を耐火構造としたもの及び建築基準法第2条第9号の3イ又は口のいずれかに該当するものを除く。)で、その延べ面積が200平方メートル以上であるもの (2) 小規模特定用途複合防火対象物(省令第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物をいう。以下同じ。)で令別表第1(5)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するもの(<u>主要構造部</u>を耐火構造としたもの及び建築基準法第2条第9号の3イ又は口のいずれかに該当するものを除く。)のうち、その延べ面積が200平方メートル以上であり、かつ、当該用途に供される部分の床面積の合計が当該延べ面積の10分の9以上であるもの (3) 小規模特定用途複合防火対象物又は令別表第1(16)項口に掲げる防火対象物(<u>主要構造部</u>を耐火構造としたもの及び建築基準法第2条第9号の3イ又は口のいずれかに該当するものを除く。)のうち、同表(12)項又は(14)項に掲げる用途に供する部分の上階を同表(5)項口に掲げる用途に供するもので、その延べ面積が300平方メートル以上であるもの 3 第1項又は令第21条第1項の規定により延べ面積が600平方メートル(<u>当該防火対象物の</u>主要な出入口からその内部を見通すことができる<u>もの</u>にあっては、1,000平方メートル)以上の<u>防火対象物</u>に設ける自動火災報知設備は、天井の屋内に面する部分と
--	---

<u>部分及び天井裏の部分</u>をそれぞれ異なる警戒区域（同条第2項第1号に規定する警戒区域をいう。）としなければならない。	天井裏の部分をそれぞれ異なる警戒区域としなければならない。
--	--------------------------------------

<令和6年2月定例会>

種 別	条例	番 号	議案第 4 1 号	所 管	予防課																											
件 名	尼崎市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例について																															
内 容																																
1 改正理由																																
消防法において、指定数量以上の危険物を貯蔵する貯蔵所の所有者等は、別に定める技術上の基準を満たし、市町村長から設置許可等を受けることが義務付けられており、その審査及び検査に対する手数料については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令により、各容量の区分等にしたがって、その標準額が定められている。																																
そうした中、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第347号）の制定により、一部の特定屋外タンク貯蔵所（主にガソリン等の危険物を貯蔵する施設）の手数料の標準額が改正されることから、所要の整備を行うもの。																																
2 改正内容																																
別表3の項の(5)に規定する浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に対する審査に係る手数料について、次のとおり改める。																																
<table><tr><td>危険物の貯蔵最大数量</td><td>改正後</td><td>現行</td></tr><tr><td>1千キロリットル以上5千キロリットル未満</td><td>1,450,000円</td><td>1,180,000円</td></tr><tr><td>5千キロリットル以上1万キロリットル未満</td><td>1,720,000円</td><td>1,410,000円</td></tr><tr><td>1万キロリットル以上5万キロリットル未満</td><td>1,920,000円</td><td>1,590,000円</td></tr><tr><td>5万キロリットル以上10万キロリットル未満</td><td>2,360,000円</td><td>1,950,000円</td></tr><tr><td>10万キロリットル以上20万キロリットル未満</td><td>2,740,000円</td><td>2,270,000円</td></tr><tr><td>20万キロリットル以上30万キロリットル未満</td><td>5,640,000円</td><td>4,550,000円</td></tr><tr><td>30万キロリットル以上40万キロリットル未満</td><td>7,240,000円</td><td>5,820,000円</td></tr><tr><td>40万キロリットル以上</td><td>8,790,000円</td><td>7,070,000円</td></tr></table>						危険物の貯蔵最大数量	改正後	現行	1千キロリットル以上5千キロリットル未満	1,450,000円	1,180,000円	5千キロリットル以上1万キロリットル未満	1,720,000円	1,410,000円	1万キロリットル以上5万キロリットル未満	1,920,000円	1,590,000円	5万キロリットル以上10万キロリットル未満	2,360,000円	1,950,000円	10万キロリットル以上20万キロリットル未満	2,740,000円	2,270,000円	20万キロリットル以上30万キロリットル未満	5,640,000円	4,550,000円	30万キロリットル以上40万キロリットル未満	7,240,000円	5,820,000円	40万キロリットル以上	8,790,000円	7,070,000円
危険物の貯蔵最大数量	改正後	現行																														
1千キロリットル以上5千キロリットル未満	1,450,000円	1,180,000円																														
5千キロリットル以上1万キロリットル未満	1,720,000円	1,410,000円																														
1万キロリットル以上5万キロリットル未満	1,920,000円	1,590,000円																														
5万キロリットル以上10万キロリットル未満	2,360,000円	1,950,000円																														
10万キロリットル以上20万キロリットル未満	2,740,000円	2,270,000円																														
20万キロリットル以上30万キロリットル未満	5,640,000円	4,550,000円																														
30万キロリットル以上40万キロリットル未満	7,240,000円	5,820,000円																														
40万キロリットル以上	8,790,000円	7,070,000円																														
3 施行期日																																
令和6年4月1日																																

尼崎市消防関係事務手数料条例

改正後		現 行	
別表		別表	
種別	金額	種別	金額
3 略		3 略	
(5) 略		(5) 略	
ア 危険物の貯蔵 最大数量が 1,000 キロリッ トル以上 5,000 キロリットル未 満の特定屋外タ ンク貯蔵所	1 件 <u>1,450,000 円</u>	ア 危険物の貯蔵 最大数量が 1,000 キロリッ トル以上 5,000 キロリットル未 満の特定屋外タ ンク貯蔵所	1 件 <u>1,180,000 円</u>
イ 危険物の貯蔵 最大数量が 5,000 キロリッ トル以上 10,000 キロリットル未 満の特定屋外タ ンク貯蔵所	1 件 <u>1,720,000 円</u>	イ 危険物の貯蔵 最大数量が 5,000 キロリッ トル以上 10,000 キロリットル未 満の特定屋外タ ンク貯蔵所	1 件 <u>1,410,000 円</u>
ウ 危険物の貯蔵 最大数量が 10,000 キロリッ トル以上 50,000 キロリットル未 満の特定屋外タ ンク貯蔵所	1 件 <u>1,920,000 円</u>	ウ 危険物の貯蔵 最大数量が 10,000 キロリッ トル以上 50,000 キロリットル未 満の特定屋外タ ンク貯蔵所	1 件 <u>1,590,000 円</u>
エ 危険物の貯蔵 最大数量が 50,000 キロリッ トル以上 100,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所	1 件 <u>2,360,000 円</u>	エ 危険物の貯蔵 最大数量が 50,000 キロリッ トル以上 100,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所	1 件 <u>1,950,000 円</u>
オ 危険物の貯蔵 最大数量が 100,000 キロリ	1 件 <u>2,740,000 円</u>	オ 危険物の貯蔵 最大数量が 100,000 キロリ	1 件 <u>2,270,000 円</u>

ットル以上 200,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所 カ 危険物の貯蔵 最大数量が 200,000 キロリ ットル以上 300,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所 キ 危険物の貯蔵 最大数量が 300,000 キロリ ットル以上 400,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所 ク 危険物の貯蔵 最大数量が 400,000 キロリ ットル以上の特 定屋外タンク貯 蔵所	1 件 <u>5,640,000 円</u> 1 件 <u>7,240,000 円</u> 1 件 <u>8,790,000 円</u>
ットル以上 200,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所 カ 危険物の貯蔵 最大数量が 200,000 キロリ ットル以上 300,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所 キ 危険物の貯蔵 最大数量が 300,000 キロリ ットル以上 400,000 キロリ ットル未満の特 定屋外タンク貯 蔵所 ク 危険物の貯蔵 最大数量が 400,000 キロリ ットル以上の特 定屋外タンク貯 蔵所	1 件 <u>4,550,000 円</u> 1 件 <u>5,820,000 円</u> 1 件 <u>7,070,000 円</u>

<令和6年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第 4 2 号	所 管	コンプライアンス推進課
件 名	包括外部監査契約の締結について				
内 容					
1 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査の実施及び監査結果に関する報告を受けること。					
2 包括外部監査人として契約を締結する者 大阪市西淀川区姫里 3 丁目 1 1 番 3 0 号 公認会計士 池田 学					
3 契約の内容 (1) 契約の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで (2) 契約の金額 1 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円を上限とする額 (3) 契約の方法 随意契約					
4 選定経緯 (1) 地方自治法第 2 5 2 条の 3 6 第 4 項において、連続して 4 回、同一の者と包括外部監査契約を締結してはならないと規定されており、現在の包括外部監査人とは令和 5 年度で 3 回目の契約となるため、新たな包括外部監査人を選定した。 (2) 日本公認会計士協会兵庫会、兵庫県弁護士会及び近畿税理士会に、複数の候補者の推薦を依頼したところ、日本公認会計士協会兵庫会から 2 人、兵庫県弁護士会から 1 人、近畿税理士会から 4 人の計 7 人の候補者の推薦があった。 (3) 4 人の委員からなる選定会議を設置し、候補者の提案書に基づき、書類選考及び面接を実施した。 (4) 本市又は他都市における外部監査の実績、監査の実施体制及び人物評価も含めた総合評価の結果、最も評価の高かった者を選定した。					
5 主な選定理由 (1) 本市及び他都市における外部監査の実績があり、包括外部監査制度及び本市の行政課題等への理解度も高く、有効な監査に努めていくという姿勢が感じられる。 (2) 効果的な監査実施体制の確保や円滑な監査の実施が期待できる。					

<令和6年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第 4 3 号	所 管	高齢介護課
件 名	指定管理者の指定について（総合老人福祉センター、鶴の巣園、千代木園、福喜園及びワークセンター和楽園）				
内 容					
1 施設名、所在地及び指定期間					
施設名	所在地	指定期間			
総合老人福祉センター	尼崎市東難波町 4 丁目 9 番 25 号	令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで （2 年間）※ 1			
鶴の巣園	尼崎市東園田町 6 丁目 91 番地の 2	令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで （5 年間）			
千代木園	尼崎市稲葉荘 2 丁目 24 番 5 号	令和 6 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで （4 年間）※ 2			
福喜園	尼崎市南武庫之荘 1 丁目 7 番 20 号	令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 11 月 30 日まで （8 か月）※ 2			
ワークセンター和楽園	尼崎市東大物町 1 丁目 1 番 3 号	令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで （5 年間）			
※ 1 施設の現地建替等を検討しており、供用停止等を見据えた指定期間とする。					
※ 2 社会体育施設との統合（健康ふれあい体育館の供用開始）までの指定期間とする。					
2 指定管理者					
尼崎市南武庫之荘 3 丁目 2 4 番 5 号 社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会 理事長 松原 一郎					
3 指定理由					
総合老人福祉センターは、施設の現地建替等を検討しており、同施設の供用停止を見据えた対応が必要であること、また、千代木園及び福喜園は社会体育施設との統合により廃止し、新たに健康ふれあい体育館として供用を開始する予定であることから、各施設の利用者に対しては施設の移行等に向けた丁寧な対応が求められる。					
また、鶴の巣園及びワークセンター和楽園は、次期指定期間終了後の令和 1 1 年度から予定している総合老人福祉センターの見直しに伴う機能転換を計画しており、各施設の利用者に対して同様に丁寧な対応が求められる。					
このような対応にあたっては、同施設の指定管理者として長年培ったノウハウや経験が必要となるため、社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会を非公募で指定管理者として指定するもの。					

<令和6年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第 4 4 号	所 管	保健企画課
件 名	工事請負契約について（休日夜間急病診療所新築工事）				
内 容					
1 契約の目的 休日夜間急病診療所（公益財団法人尼崎健康医療財団が所有・運営）について、老朽化等の課題への対応や安定的な 1 次救急医療体制を維持することを目的に、公の施設として令和 7 年度からの供用開始に向けた新築工事を実施するもの。					
2 工事内容 休日夜間急病診療所新築工事 鉄骨造 平屋建て 1 棟 延べ面積 1, 0 3 2. 0 1 平方メートル 市役所第 2 駐車場改修工事 外構工事					
3 契約の方法 一般競争入札（制限付） 低入札価格調査制度適用案件（調査無）					
4 開札年月日 令和 5 年 1 1 月 1 6 日					
5 契約金額 5 1 0, 4 0 0, 0 0 0 円（※ 金額は消費税等相当額 1 0 %を含む。）					
6 契約の相手方 尼崎市杭瀬北新町 1 丁目 5 番 1 1 号 宮崎建設株式会社 代表取締役社長 宮崎 健一					
7 工期 契約締結の日から 5 4 0 日間					

開 札 結 果 表

				開札年月日	令和5年11月16日
件 名	休日夜間急病診療所新築工事				
落 札 者 名	宮崎建設（株）		落 札 金 額		464,000,000円
予定価格	495,300,000円	調査基準価格	455,676,000円	失格基準価格	429,346,000円
入 札 者 名			第1回入札金額（円）		
宮崎建設（株）			464,000,000		決定
（株）オカモト・コンストラクション・システム			475,000,000		
（株）トータルサプライ			493,000,000		
（株）三田工務店			512,000,000		※予定価格超過
（株）吉川組			辞退		
（株）ユハラ			辞退		
（株）柄谷工務店			辞退		

（※ 金額は消費税等相当額10%を含まない。）

<令和6年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第 4 5 号	所 管	地域産業課
件 名	訴えの提起について（不当利得返還請求事件）				
内 容					
1 提起理由 令和２年度に新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた市内テナント事業者を対象とした「テナント事業者向け緊急つなぎ資金貸付金」制度において、事実と異なる虚偽の内容を記載した借入申請書及び関係書類を提出することで、本来は当該貸付金の借入を受けることができないにもかかわらず、テナント事業者であるように装い、当該貸付金を不正に借受けた者に対して、当該貸付金の返還とともに遅延利息の支払いを求めるもの。					
2 当事者					
(1) 原告 尼崎市 代表者 尼崎市長 松本 眞					
(2) 被告氏名及び返還請求金額（未償還額）等					
氏名					
貸付年月日	令和２年５月８日				
貸付金額	５００，０００円				
償還済額	１０，０００円				
未償還額	４９０，０００円				

<令和6年2月定例会>

種 別	その他	番 号	議案第 4 6 号	所 管	住宅管理担当
件 名	訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）				
内 容					
1 提起理由 市営住宅の家賃及び駐車場使用料の長期滞納により、当該市営住宅の賃貸借契約を解除等した者に対して、滞納する家賃及び駐車場使用料の支払、住宅及び駐車場の明渡し並びに損害賠償金の支払を求めるもの。					
2 当事者					
(1) 原告 尼崎市 代表者 尼崎市長 松本 眞					
(2) 被告氏名及び滞納金額等					
No.	氏 名		滞納月数	滞納金額	
1			7 2 月	1, 0 4 2, 3 2 2 円	
※ 令和 6 年 1 月 5 日現在の数値					
※ 駐車場使用料滞納分 4 5 6, 0 0 0 円（4 0 月分）を含む					